

第2節 特許庁	456
1. 2013年度の知的財産政策に関する主な動き（総論）	456
2. 産業財産権をめぐる動向	457
2. 1. 国内外の出願・審査の動向	457
2. 2. 審判の現状	465
2. 3. 我が国における知的財産活動の実態	466
2. 4. 大学における知的財産活動	468
3. 知的財産活動に対する取組	469
3. 1. 特許審査に関する取組	469
3. 2. 出願人のニーズに応じた特許審査の実現に向けた取組	470
3. 3. 国際協力等に関する取組	471
3. 4. 知的財産保護のための国際的な取組	473
4. 地域ブランドの普及、中小企業に対する支援等に関する取組	474
4. 1. 地域団体商標制度	474
4. 2. 中小企業等に対する支援	475
4. 3. 大学等に対する支援	476
4. 4. 知的財産活用に関する支援	477
5. 新たな産業財産権制度の検討	478
5. 1. 特許法の改正に向けた検討	478
5. 2. 商標法の改正に向けた検討	478
5. 3. 意匠法の改正に向けた検討	479
5. 4. 弁理士法の改正に向けた検討	479

第2節 特許庁

1. 2013年度の知的財産政策に関する主な動き（総論）

現在、我が国は、少子高齢化と人口減少、財政赤字の累積、経常収支の黒字幅減少など先進国の中でも特に難しい課題を抱えている。

このような中、世界のヒト・モノ・カネを日本に惹きつけ、新興国を中心とした世界の経済成長を取り込むためには、人々の知恵・想像力が発揮され、国富の源泉たるイノベーションを拡大することが不可欠であり、その基盤となる知的財産権制度はますます重要になっている。

知的財産権政策の中核を担う経済産業省としても、我が国産業や国民が円滑にイノベーションを起こし、権利を取得し、活用するイノベーションサイクルが実現するよう、全力を挙げて取り組んでいる。

まず、知的財産を取り巻く環境変化に適切に対応すべく、特許法（救済措置の拡充及び特許異議の申立て制度の創設）、意匠法（複数国に意匠を一括出願するための規定の整備）、商標法（保護対象の拡充及び地域団体商標の登録主体の拡充）等の改正による制度的基盤の整備を行うとともに、弁理士法の改正による人的基盤の整備を行った（2014年3月11日に閣議決定し、第186回通常国会に提出）。

また、産業構造審議会知的財産分科会では、2014年2月、職務発明制度の在り方について、特許制度小委員会を開催して集中的に検討を進めていくことを決定した。

特許審査に関しては、任期付審査官の活用や先行技術文献調査の下調査の外注の拡充等を通じて、審査処理能力を維持・向上し、2013年度末、出願審査請求から一次審査通知までの期間を11か月とするという長期目標を達成した。世界最速・最高品質の審査の実現に向けて、2014年3月、特許庁は、2023年度末までに特許の「権利化までの期間（出願人が制度上認められている期間を使って補正等を行うことによって特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合を除く。）」と「一次審査通知までの期間」をそれぞれ、平均14か月以内、平均10か月以内とすることを特許審査の新たな目標とした。あわせて、審査の質の一層の向上を図るため、外部有識者によって構成される委員会を2014年度にも設置し、品質管理の実施状況、実施体制等のレビューを受けることとした。

また、市場のグローバル環境が大きく変貌を遂げる中で、

企業が知財を海外で円滑に活用するための取組が重要である。そこで、経済産業省は、世界の特許出願件数の8割以上を占める日米欧中韓の五大特許庁において、制度や運用の調和等に関する協力を進めている。さらに、第一庁で特許可能と判断された出願について、出願人の申請により、第二庁において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする「特許審査ハイウェイ（PPH）」を拡大している。

同時に、経済成長著しいASEANにおける日系企業の事業活動の支援のため、ASEANに対する協力を強化しており、2013年4月には京都において第3回日ASEAN特許庁長官会合を開催した。本会合において、2012年7月に開催された第2回日ASEAN特許庁長官会合において合意した日ASEAN協力覚書に基づき、ASEANユーザー用ドシエ照会機能の開発に着手する等のIT化支援の強化、東アジア・ASEAN経済研究センター（ERIA）や世界知的所有権機関（WIPO）などの関係国際機関との協力強化、分類・PPHなどの審査の実体面に踏み込んだ支援等の具体的な協力内容に関する日ASEAN知的財産権アクションプラン2013-2014を採択した。

さらに、知的財産活用支援として、知財マネジメントに関する専門人材（知的財産プロデューサー）や、海外駐在経験のある知財専門人材（海外知的財産プロデューサー）の派遣による研究開発コンソーシアムや中小企業等への支援を実施している。また、知的財産の活用に関わるユーザーの人的ネットワーク形成を目的として、企業や大学・教育機関等が参加し、グローバル展開における企業戦略に関するパネルディスカッション等を行う国際知的財産活用フォーラムを開催した。

2. 産業財産権をめぐる動向

2. 1. 国内外の出願・審査の動向

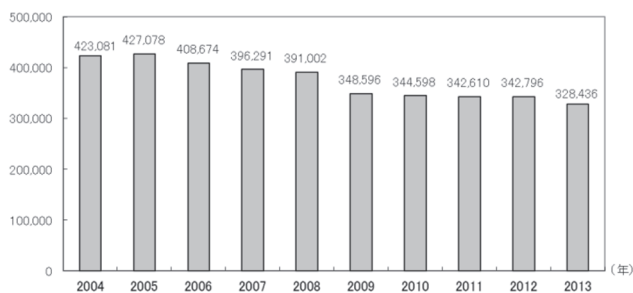
(1) 特許

2013 年の特許出願件数は、年間の総数としては 32.8 万件となっている。この背景には、出願人が特許出願の厳選を行い、事業展開の核となる質の高い出願を目指す特許出願戦略を採用してきていることなどが考えられる。

特許協力条約に基づく国際出願（PCT 出願）は、急激な増加傾向を示しており、2013 年は 4.3 万件（前年比 0.7% 増）となっている。これは、市場のグローバル化に伴い、かつての国内偏重の出願構造から出願人が海外出願を重要視してきていることの現れであり、我が国企業等における知的財産活動のグローバル化が進んでいることが見てとれる。

2001 年 10 月以降の出願について審査請求期間が 7 年から 3 年に短縮されたことにより、審査請求件数の一時的な増大、いわゆる「請求のコブ」が生じていたが、2008 年の 9 月末で、「請求のコブ」が終了し、2009 年の審査請求件数は大幅に減少した。2013 年の審査請求件数は、2012 年の審査請求件数とほぼ同様の 24.0 万件（前年比 2.0% 減）となっている。

図 1：出願件数の推移



(備考) 特許出願件数には国内移行した PCT 出願も含む。

図 2：PCT 国際出願件数の推移

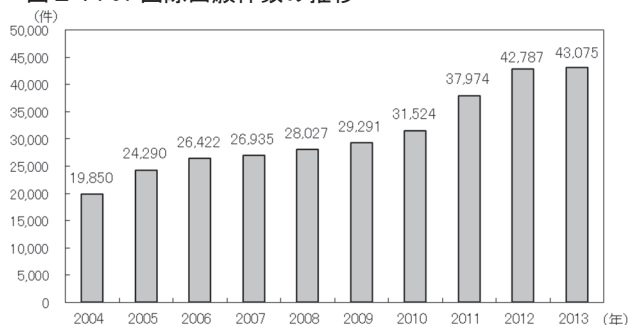
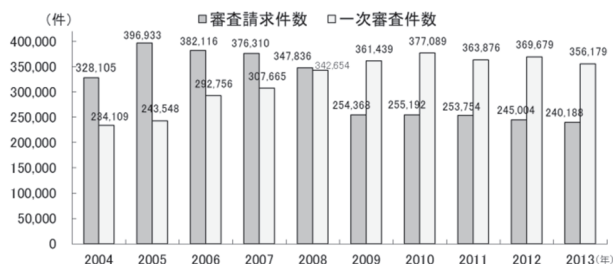


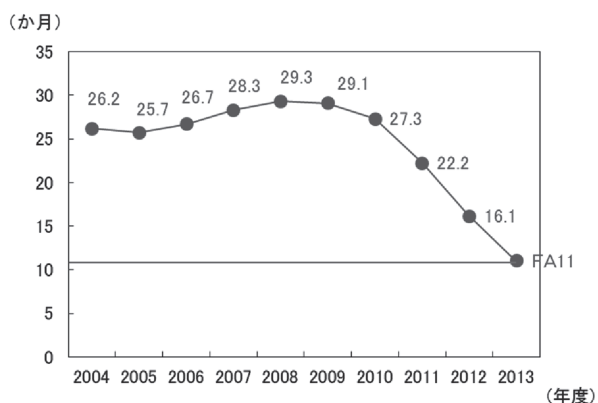
図 3：審査請求件数と一次審査件数の推移



一次審査件数は、任期付審査官の採用や先行技術調査事業の拡充等の様々な取組を着実に実施することにより、審査体制の強化や審査の効率化が図られた結果、2013 年の国内出願の一次審査（出願人による審査請求後に、最初に行われる審査）件数は、35.6 万件（前年比 3.7% 減）となり、一次審査件数が請求件数を上回った。

これに伴い、一次審査通知までの期間は順調に減少しており、2013 年度末に長期目標である 11 か月を達成した。また、我が国や米国、欧州等では、一次審査通知までの期間のみでなく権利化までの期間の短縮を求めるニーズが高まっており、今後の大きな課題である。

図 4：一次審査通知までの期間の推移



(備考) 一次審査通知までの期間は各年の年度末の値に基づいている。

図 5：各国特許庁における「権利化までの期間」

(2012 年平均)

JPO(日本国特許庁)	29.6か月
USPTO(米国特許商標庁)	31.7か月
EPO(欧州特許庁)	36.2か月

(資料) IP5 Statistics REP0rt 2012 を基に特許庁作成

経済のグローバル化の進展に伴い、世界の特許出願件数は急増してきた。2002 年は 144 万件の出願であったものが、10 年間で約 1.5 倍に増加し、2011 年には 214 万件に達した。この世界の出願件数のうち、非居住者による出願は、この 10 年間で 1.4 倍に増加し、2010 年には全体の約 4 割弱を占める状況にある。

こうした世界規模での特許出願件数の増加は、世界全体での知的財産の保護意識や保護水準が着実に高まっていることの現れであると考えられる。

特に、非居住者による 2002 年の PCT 出願に基づく PCT 国内移行件数が約 26 万件（全体の 4 割強）であったのに対し、2011 年には約 42 万件（全体の 5 割強）となり、この PCT 国内移行件数の増加が世界の特許出願件数を押し上げる要因の一つとなっている。

図 6：世界の特許出願件数

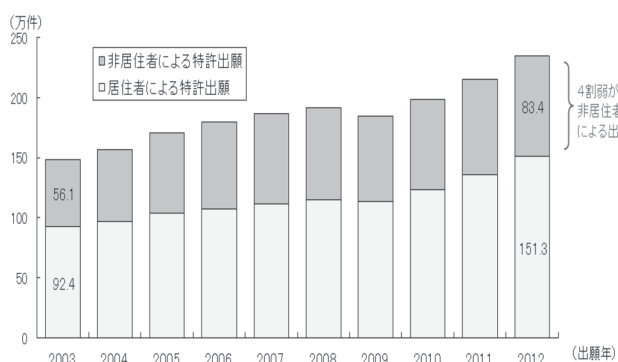
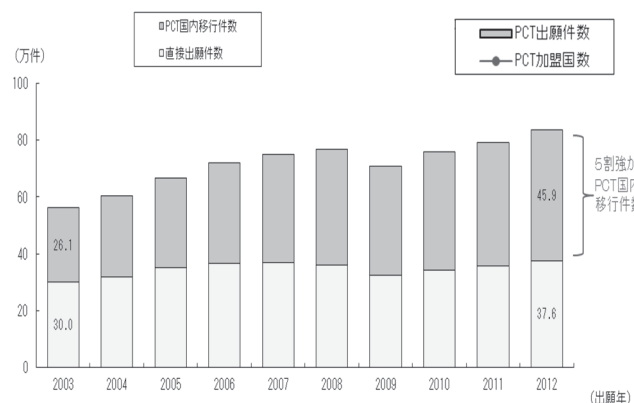


図 7：非居住者による特許出願件数の出願ルート別内訳



PCT 出願の件数について見ると、2013 年は前年比 5.1% 増の 205,300 件であり、前年に引き続き、過去最高となった。近年減少傾向にあった米国からの PCT 出願が 2011 年から増加に転じ、日本、中国からの出願件数の増加も PCT 出願全体の増加を牽引した。

図 8：PCT 加盟国数及び PCT 出願件数の推移

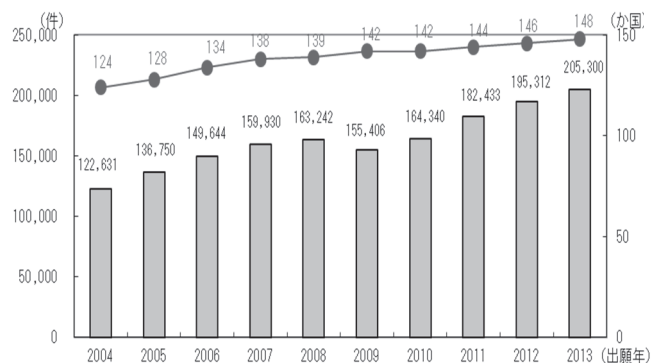
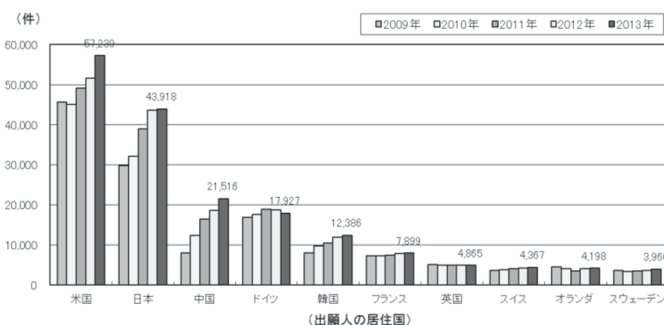


図 9：出願人の居住国別の PCT 国際出願件数



日本国特許庁 (JP0)、米国特許商標庁 (USPTO)、欧州特許庁 (EPO)、中国国家知識産権局 (SIPO)、韓国特許庁 (KIPO) における特許出願件数の動向を以下に示す。

2013 年の五大特許庁における特許出願件数の合計は 207.8 万件（前年比 11.0% 増）となった。

JP0 における特許出願は、32.8 万件であり前年とほぼ同様の件数であった。また、JP0 以外を見ると、SIPO の件数の増加（2013 年：82.5 万件、前年比 26.3% 増）が際立っている。

五大特許庁における特許登録件数の動向を以下に示す。

2013 年の五大特許庁の特許登録件数の合計は、95.7 万件（前年比 20.8% 増）となった。

JP0 における特許登録件数は、2008 年以降は増加の傾向がみられ、2013 年は 27.7 万件（前年比 0.7% 増）となった。また、JP0 以外を見ると、KIPO（12.7 万件、前年比 12.2% 増）は引き続き増加傾向にある。一方、SIPO は近年急増傾向にあったが、前年から減少して 2013 年は 20.8 万件（前年比 4.3% 減）であった。

図 10：五大特許庁における特許出願件数の推移

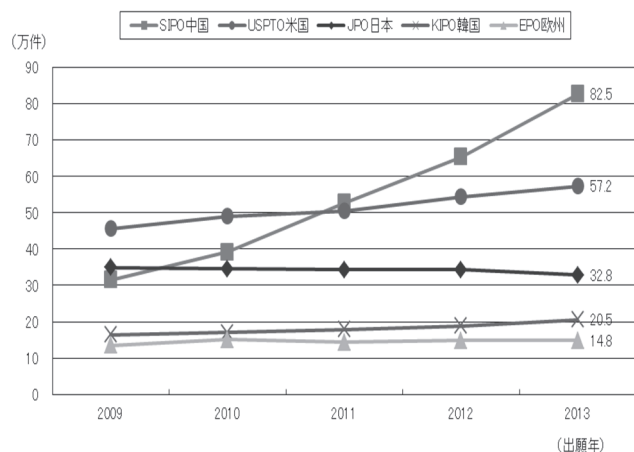
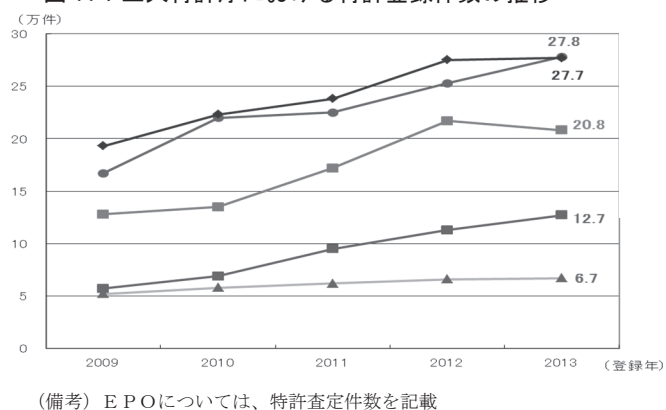


図 11：五大特許庁における特許登録件数の推移



2013年における日本人による外国への特許出願は、

USPTOへの出願は84,429件（前年比4.8%減）、EP0への出願は22,555件（前年比0.5%減）、SIPOへは41,193件（前年比2.6%減）、KIPOへは16,298件（前年比1.8%増）となった。

2013年の日本人によるUSPTO・EP0・SIPO・KIPOにおける特許登録件数は、2012年と比べて全体で4.9%減少した。USPTOにおける特許登録件数は51,919件（前年比2.5%増）、SIPOにおける特許登録件数は、22,609件（前年比21.6%減）、KIPOにおける特許登録件数は13,514件（前年比4.1%増）であった。また、EP0における日本人による特許査定件数は、12,135件（前年比5.6%減）であった。

図 12：日本人による主要特許庁への特許出願件数の推移

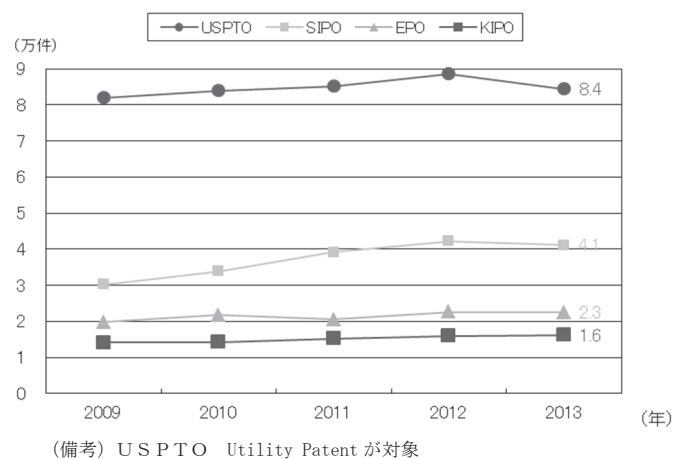
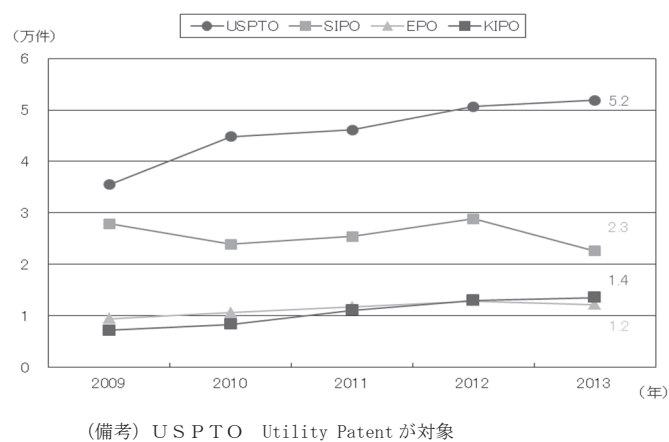


図 13：日本人による主要特許庁への特許登録件数の推移



2012年における五大特許庁間の特許出願件数をみると、JPO、EP0、SIPO、KIPOから他庁への出願は、いずれもUSPTOへのものが最も多い。また、特許登録についても出願状況を反映し、JPO、EP0、SIPO、KIPOから他庁への出願の登録件数はUSPTOへのものが最も多い。

図 14：五大特許庁間の特許出願状況（2012 年）

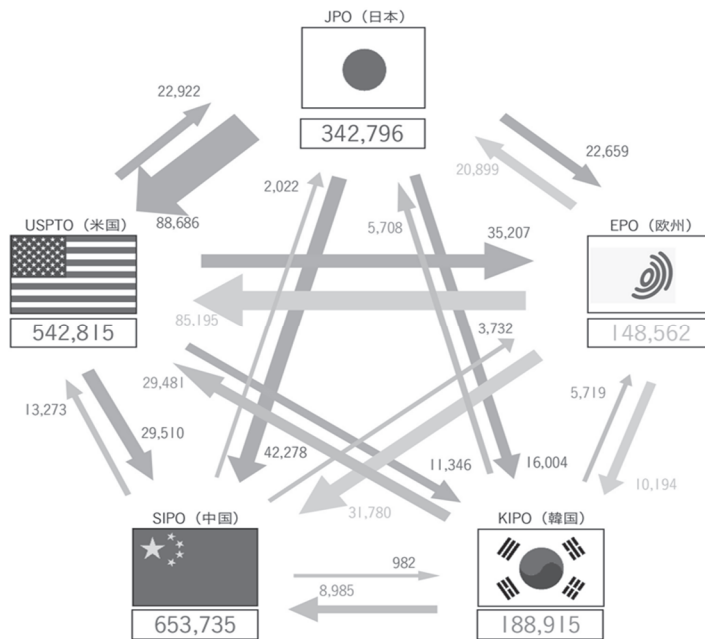
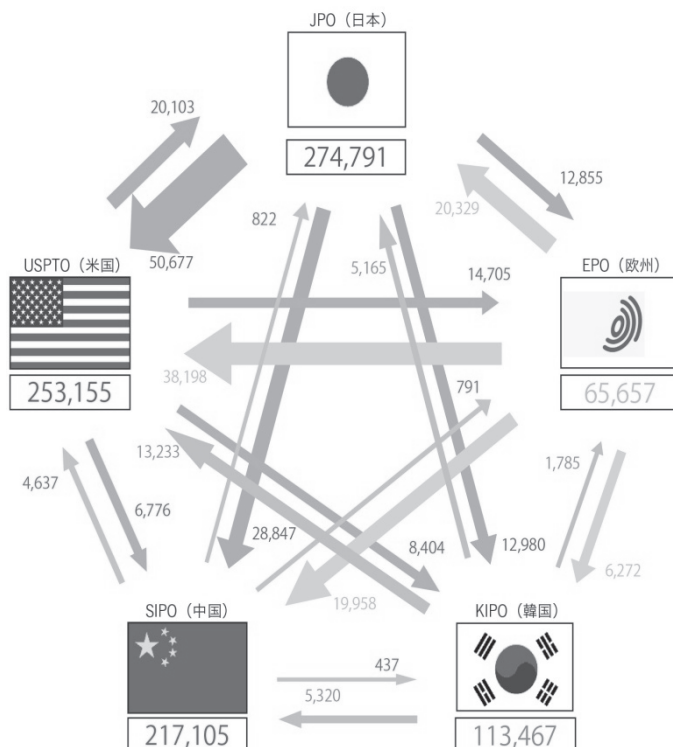


図 16：五大特許庁間の特許登録状況（2012 年）



（備考）・米国は、Utility Patent が対象。

- ・ 枠内の数値は、各国・機関における 2011 年の特許出願件数、特許登録件数の合計を示す。
- ・ 欧州からの件数は、2011 年末時点の EPC 加盟国の出願人による出願件数、特許登録件数を示す。
- ・ 欧州への件数は、欧州特許庁分のみを計上しており各 EPC 加盟国への出願件数。特許登録件数は含まれていない。

(2) 商標

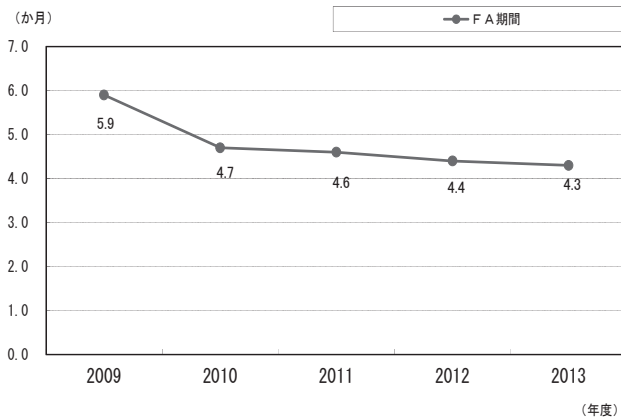
2013 年の商標登録出願件数*は、117,674 件であり、2012 年と比べてほぼ横ばいとなった。

出願件数の内訳を見ると、国際商標登録出願は 2012 年と比べて 16.2%増となった。それ以外の商標登録出願件数は 2012 年と比べて 3.0%減少している。

2013 年における、出願から審査結果の最初の通知が発送されるまでの期間（審査順待ち期間、FA 期間）は、4.3 か月となった。

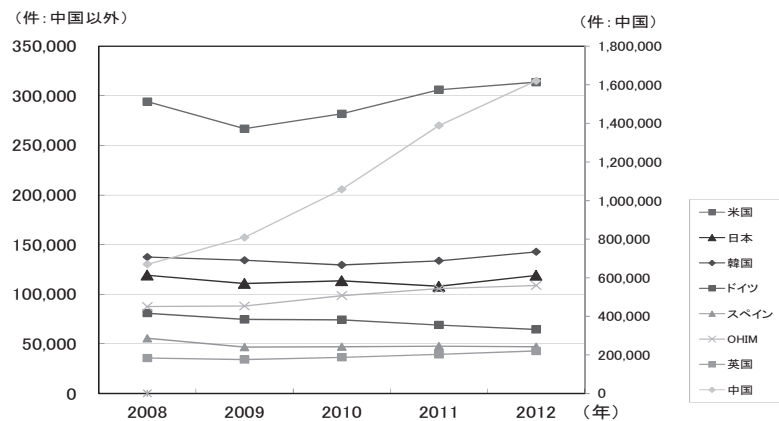
* 国際商標登録出願を含む。

図 16：商標審査の F A 期間の推移



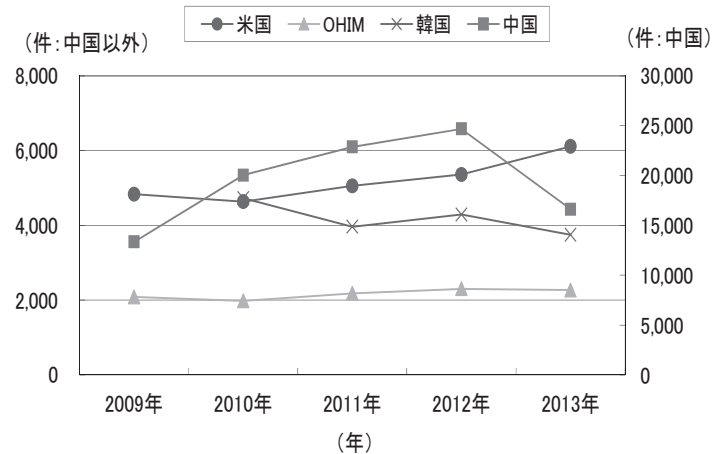
2012 年の主要国・機関における商標登録出願件数の推移は下に示す通りである。中国は、2011 年と比べて 16.7%の増加となっており、2008 年からの大幅な増加傾向が続いている。（ただし、中国は他の主要国と異なり、国際商標登録出願以外の商標登録出願については 1 出願 1 区分の制度を採用しているため、出願件数が多くなることに注意が必要である）。

図 17：主要国・機関における商標登録出願件数の推移



2013 年の日本人による米国、中国、欧州（OHIM）、韓国への商標登録出願件数の推移は、下に示すとおりである。2012 年に比べて、米国への出願は、14.0%増となったが、中国への出願は 32.7%減、OHIM への出願は 1.5%減、韓国への出願は 12.6%減となった。

図 18：日本人による外国への商標登録出願件数の推移



日本への出願区分数
208,352件

- 中国居住者 2,443件 (1.2%)
- 韓国居住者 2,443件 (1.2%)
- その他居住者 5,737件 (2.8%)
- 日本居住者 163,116件 (78.3%)
- 米国居住者 12,404件 (6.0%)
- 欧州居住者 22,220件 (10.7%)

米国への出願区分数
428,687件

- 韓国居住者 2,628件 (0.6%)
- その他居住者 38,272件 (9.0%)
- 日本居住者 6,084件 (1.4%)
- 米国居住者 329,828件 (76.9%)
- 中国居住者 7,827件 (1.8%)
- 欧州居住者 11,122件 (2.6%)

欧州への出願区分数
1,501,115件

- 韓国居住者 3,055件 (0.2%)
- その他居住者 96,916件 (6.5%)
- 日本居住者 10,913件 (0.7%)
- 米国居住者 47,542件 (3.2%)
- 中国居住者 18,130件 (1.2%)
- 欧州居住者 1,324,559件 (88.2%)

中国への出願区分数
1,648,316件

- 韓国居住者 6,653件 (0.4%)
- その他居住者 95,477件 (5.8%)
- 日本居住者 24,676件 (1.5%)
- 米国居住者 28,791件 (1.7%)
- 欧州居住者 60,542件 (3.7%)
- 中国居住者 1,432,177件 (86.9%)

韓国への出願区分数
184,991件

- 韓国居住者 140,908件 (76.2%)
- その他居住者 8,731件 (4.7%)
- 日本居住者 7,906件 (4.3%)
- 米国居住者 9,649件 (5.2%)
- 欧州居住者 15,283件 (8.3%)
- 中国居住者 2,514件 (1.4%)

主要交換ボリューム:

- 日本 ↔ 米国: 47,827件 (往), 47,542件 (来)
- 日本 ↔ 欧州: 22,220件 (往), 10,913件 (来)
- 日本 ↔ 中国: 2,443件 (往), 2,443件 (来)
- 日本 ↔ 韓国: 2,443件 (往), 2,443件 (来)
- 米国 ↔ 中国: 28,791件 (往), 24,676件 (来)
- 米国 ↔ 韓国: 6,653件 (往), 2,514件 (来)
- 欧州 ↔ 韓国: 15,283件 (往), 3,055件 (来)
- 中国 ↔ 韓国: 2,514件 (往), 6,653件 (来)

- ・ 欧州は OHIM、EU 加盟各国及びスイスへの商標出願区分数の合計を示し、欧州居住者は EU 加盟国及びスイスの商標出願区分数の合計を示す。
- ・ 日本、米国、欧州、韓国は 1 出願多区分制度を採用。中国においては直接出願は 1 出願単区分制度、国際登録出願は 1 出願多区分制度を採用している。

462

(3) 意匠

過去 10 年間の意匠登録出願件数の推移を見ると、2004 年をピークに、それ以降は減少傾向が続いているが、直近 5 年間は多少の増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移し、2013 年は 31,125 件であった。

2013 年の意匠審査における一次審査件数（FA 件数）は 31,268 件であり、出願件数同様、ほぼ横ばいで推移し、登録査定件数は、2009 年以降 3 万件弱で推移している。

また、2013 年度末における出願から一次審査通知までの期間（FA 期間）は平均 6.4 か月であり、着実に短縮している。

図 20：意匠登録出願件数の推移

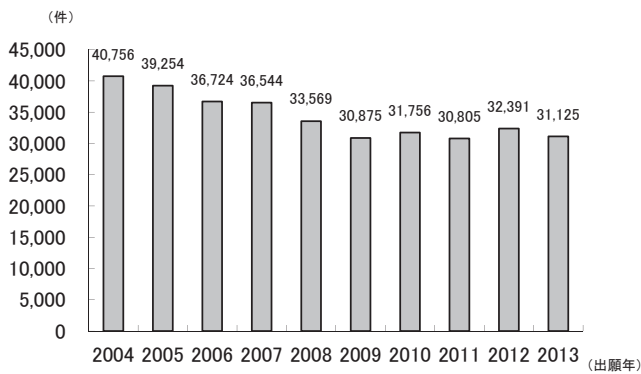


図 21：意匠審査の F A 件数及び登録査定件数の推移

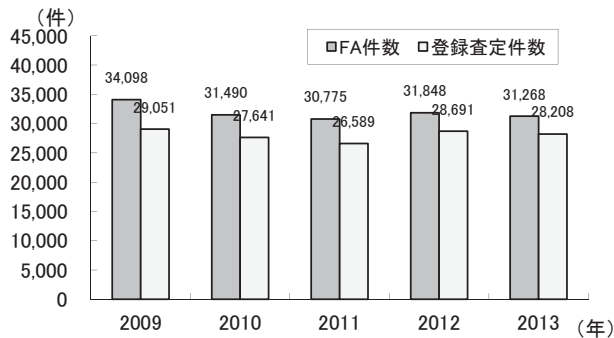
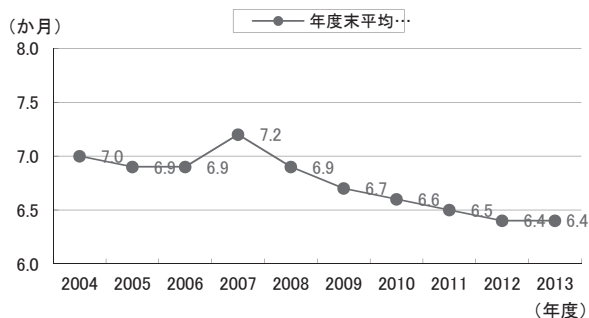


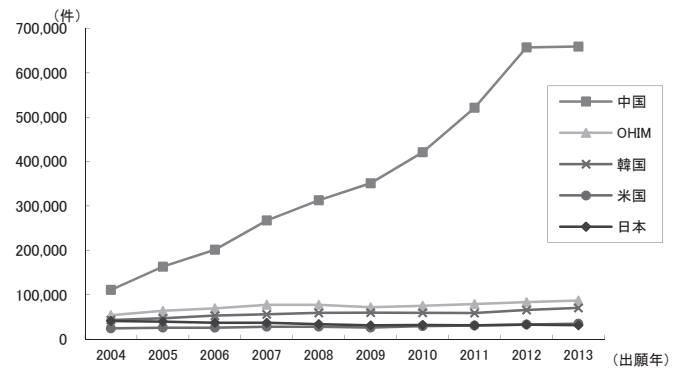
図 22：意匠審査の F A 期間の推移



主要国・機関における意匠登録出願件数を見ると、2013 年における中国の意匠登録出願件数の伸びは、前年比 0.3% 増にとどまり、2012 年までの顕著な伸びが止まった。

その他日本以外の主要国・機関においては、米国（5.5% 増）、欧州（OHIM）（意匠数¹ 4.4% 増）及び韓国（意匠数 7.0% 増）といずれも対前年比で増加した一方、日本では減少を示した（3.9% 減）。

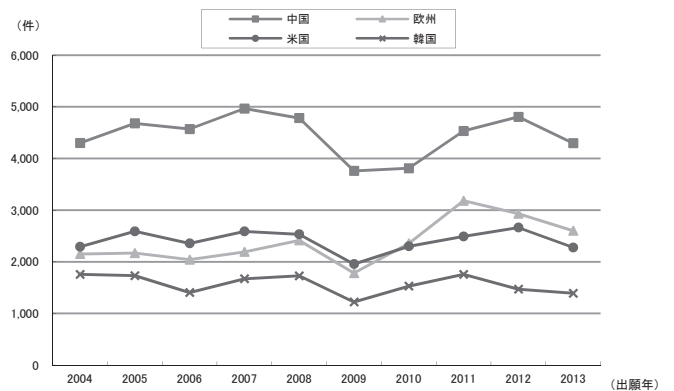
図 23：主要国・機関における意匠登録出願件数の推移



2004 年以降の日本人による外国への意匠登録出願件数を見ると、中国への出願が最多で推移しているが、2013 年はいずれの主要国・機関への出願も減少を示した。

日米欧中韓の各国居住者による他国への意匠登録状況を見ると、日本居住者、欧州居住者及び韓国居住者は中国への登録が最も多い。また、米国居住者及び中国居住者は欧州への登録が最も多い。

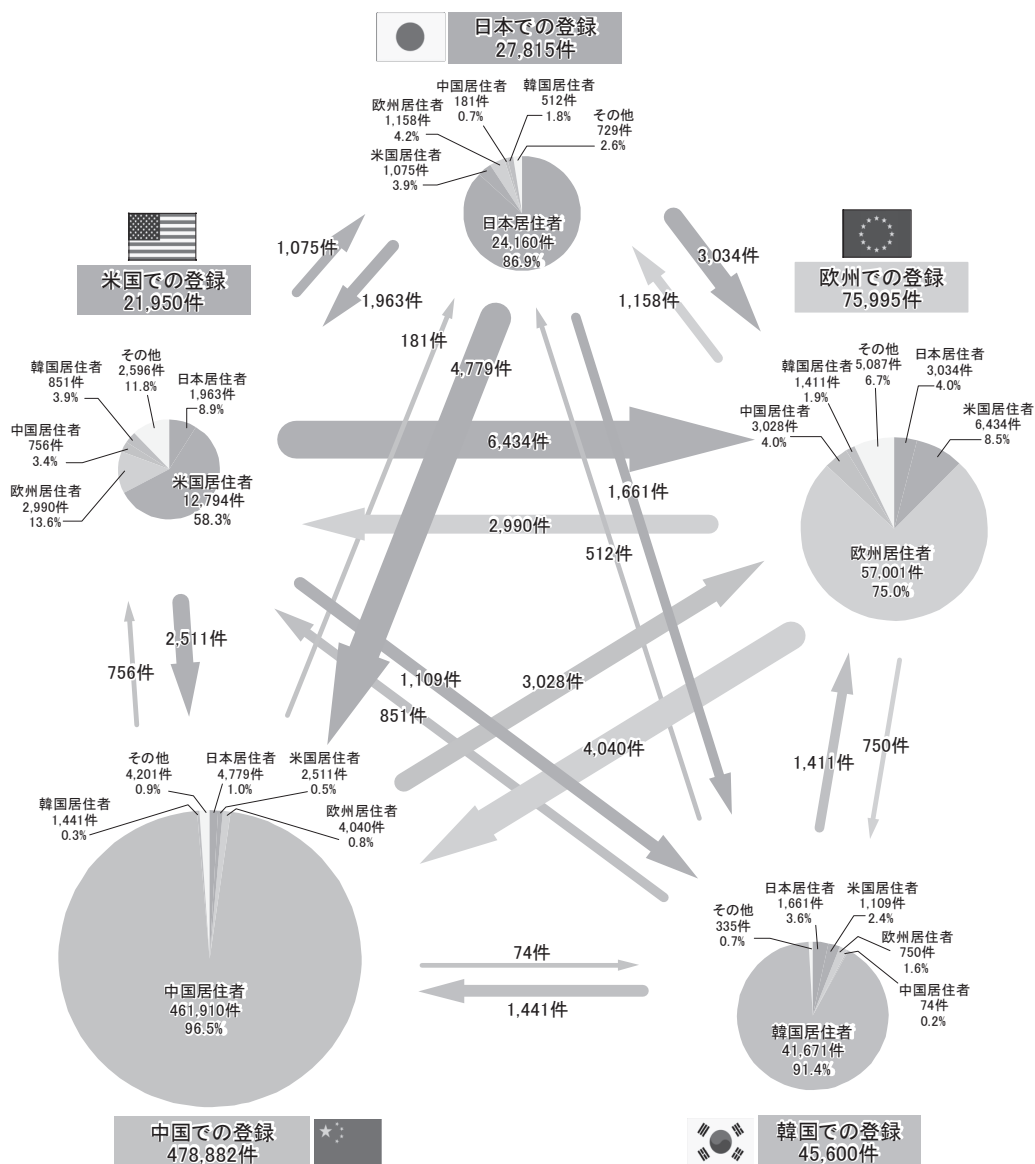
図 24：日本人による外国への意匠登録出願件数の推移



（備考）欧州、韓国の数値は、それぞれ OHIM、K IPO へ出願された意匠数を示す。

¹ 欧州及び韓国では、1 つの出願に複数の意匠を含めることができる（ただし、韓国は特定分野のみ）ため、意匠数で比較。

図 27：日米欧中韓間の意匠登録状況（2012 年）



（備考）意匠登録件数は意匠公報発行年（2012 年）で集計した。「欧州での登録」は OHIM で登録された意匠数を示す。

（資料）特許庁「平成 25 年度意匠出願動向調査報告書－マクロ調査－」

2. 2. 審判の現状

審判制度は、審査の上級審としての機能と、特許等の有効性に関する紛争解決の機能という2つの機能を有している。上級審としての役割を主な機能とする拒絶査定不服審判等の権利付与前の審判の請求動向は、審査の動向との関係が深い。また、紛争解決を主な機能とする無効審判等の権利付与後の審判の請求動向は、侵害訴訟等の産業財産権に係る紛争の動向と深く関係している。

図 26：拒絶査定不服審判請求件数の推移

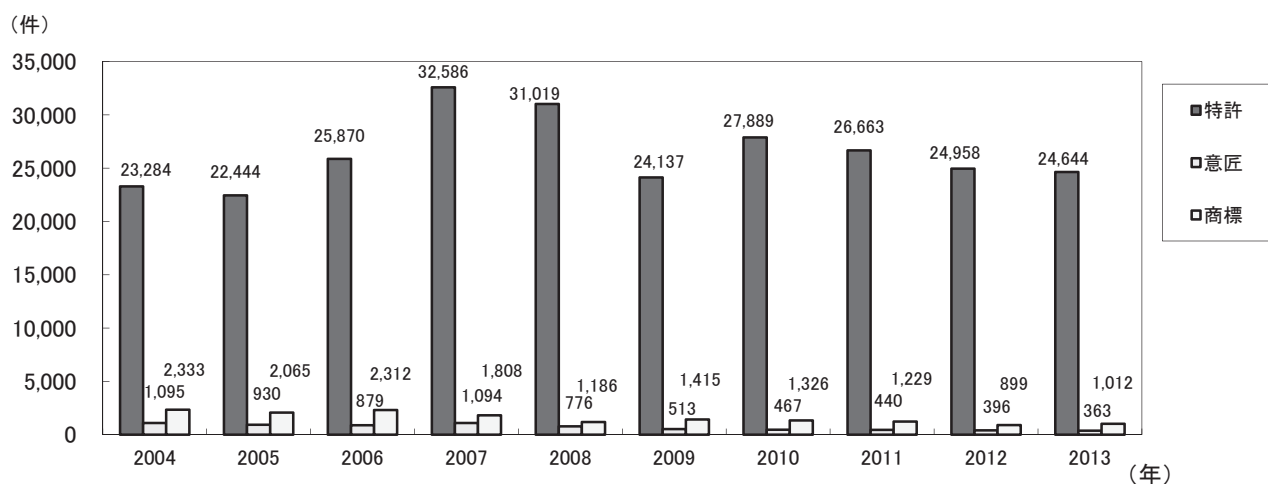
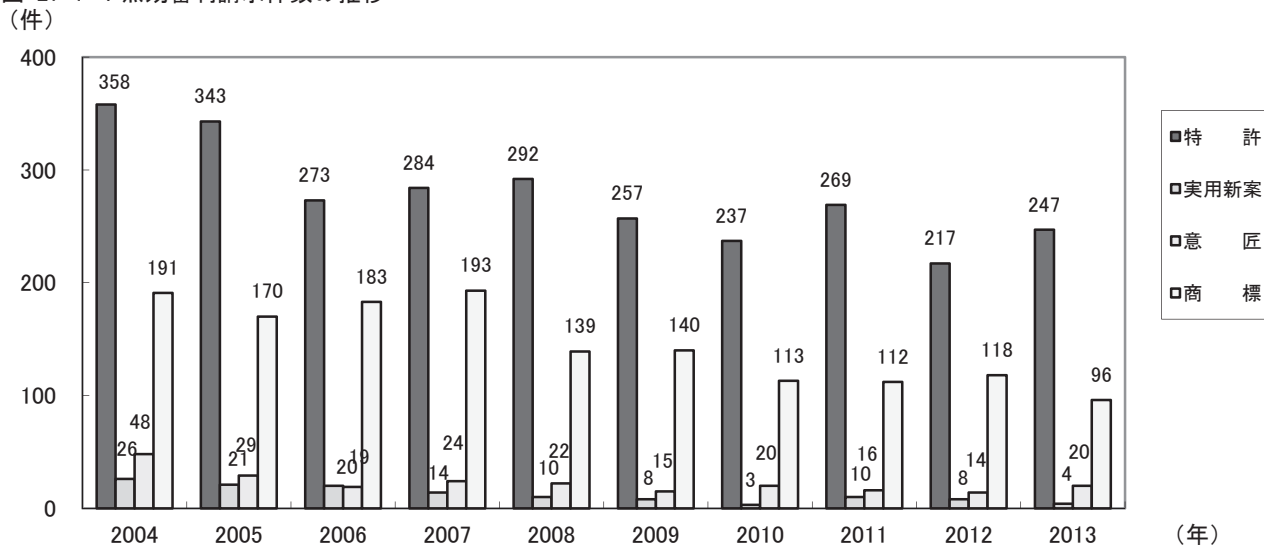


図 27-1：無効審判請求件数の推移

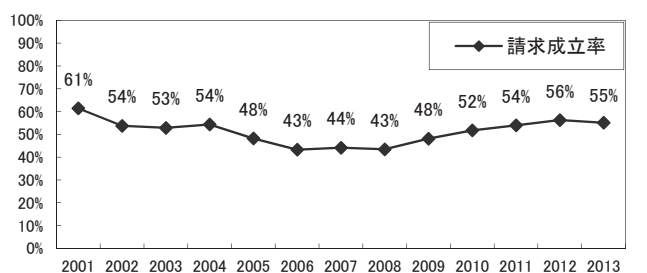


特許の拒絶査定不服審判の、2013 年における平均の一次審理通知までの期間は 12.3 か月であった（表 1 参照）。また、その審理結果について、請求成立とした審決の割合（請求成立率）は、2008 年以降上昇傾向にあり、2013 年では 55%であった（図 27-2 参照）。

拒絶査定不服審判の、2013 年における請求件数は、特許においては、前年とほぼ横ばいの 24,644 件となった。商標については、前年に比べ 12.6%急増し、1,012 件となった（図 26 参照）。

無効審判の請求件数は、特許においては、2012 年に 217 件まで減少したが、2013 年は 247 件と増加した。実用新案については、2008 年以降は 10 件以下で推移している。意匠については、2006 年以降、20 件前後で推移している（図 27-1 参照）。

図 27-2：拒絶査定不服審判事件における請求成立率の推移（特許）



(備考) 請求成立率＝請求成立件数／（請求成立件数＋請求不成立（含却下）件数）（年）

無効審判は、権利をめぐる紛争の早期解決に寄与するため、優先的に審理を行っており、特許・実用新案においては、2013年の平均審理期間は8.7か月であった(図28参照)。また、審理の充実の観点から、口頭審理を積極的に活用しており、2013年には、203件の口頭審理を実施した。

図28：審理の状況

	拒絶査定 不服審判		無効審判		訂正審判		異議申立て		取消審判	
	FA件数*1	審理順番 待ち期間*2	処理件数 *3	平均審理 期間*4	処理件数 *3	平均審理 期間*4	処理件数 *3	平均審理 期間*4	処理件数 *3	平均審理 期間*4
特許・実用	11,247	12.3か月	247	8.7か月	212	2.0か月				
意匠	393	6.9か月	5	8.1か月						
商標	841	5.7か月	100	7.6か月			379	6.0か月	1,060	5.3か月

(備考) *1：請求日から最初の審理結果を通知した件数。
*2：請求日から一次審理通知までの期間の平均。
*3：取下げを含む。
*4：請求日から最終処分（審決・決定）までの期間の平均。(ただし、特許の無効審判について、審決の予告を行うものは、審決の予告までの期間。)

2. 3. 我が国における知的財産活動の実態

(1) 我が国企業等における知的財産担当者数

知的財産活動調査の結果によると、2012年度の業種別1者当たりの知的財産担当者数は以下のとおりとなった。「電気機械製造業」が14.8人と最も多く、次いで「輸送用機械製造業」が9.0人、「業務用機械器具製造業」が8.4人となっており、全体平均3.8人を大きく上回った。特許・実用新案の出願件数が多い業種においては、知的財産担当者数も平均より多い傾向にある。

図29：業種別の知的財産担当者数（1者当たりの平均）

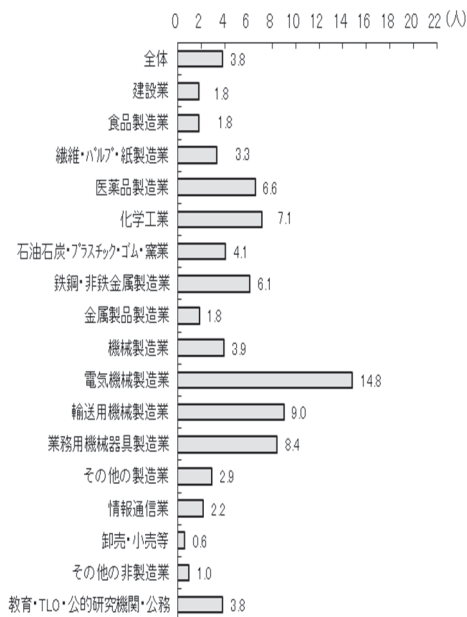
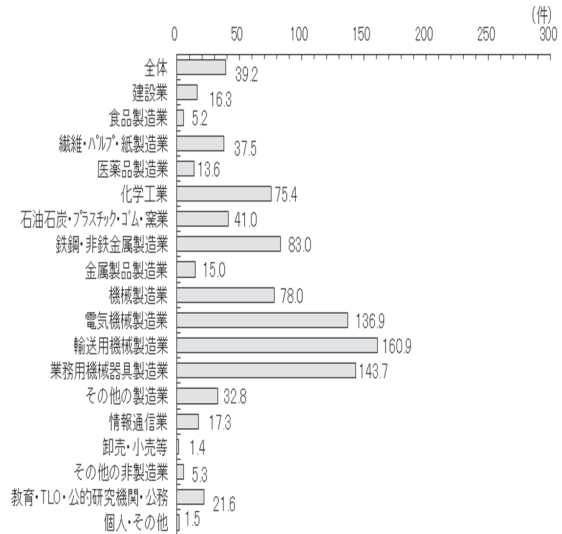


図30：業種別の特許・実用新案出願件数（1者当たりの平均）

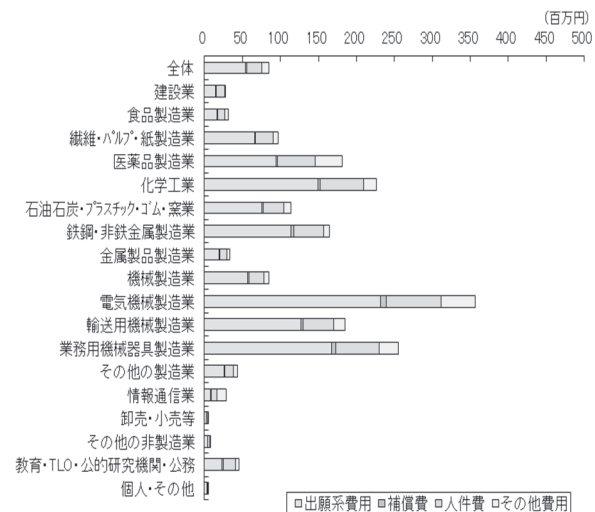


(2) 我が国企業等における知的財産活動費の現状

2012年度の我が国企業等の知的財産活動に要する費用の平均は、以下のとおりであった。

内訳をみると、ほとんどの業種において出願系費用の占める割合が最も多く、知的財産活動費全体に与える影響が大きいことが分かる。

図31：業種別の知的財産活動費（1者当たりの平均）



業種	標本数	平均知的財産活動費(百万円)				
		うち出願系費用	うち補償費	うち人件費	うちその他費用	
全体	5,180	87.0	53.8	1.7	20.4	9.2
建設業	230	27.8	14.3	0.9	11.3	1.3
食品製造業	309	31.2	16.8	0.3	10.0	4.2
繊維・パルプ・紙製造業	119	97.3	65.7	1.3	23.5	6.5
医薬品製造業	101	181.7	93.9	2.0	49.4	36.4
化学工業	277	226.5	149.1	3.2	56.9	17.2
石油石炭・プラスチック・ゴム・窯業	276	116.7	75.8	1.9	26.7	9.2
鉄鋼・非鉄金属製造業	105	183.7	114.3	3.1	39.2	8.0
金属製品製造業	201	34.0	19.2	0.7	9.6	3.7
機械製造業	253	85.0	56.3	2.1	19.8	6.8
電気機械製造業	399	363.5	231.9	7.5	72.5	44.8
輸送用機械製造業	173	184.8	126.8	3.2	40.2	14.5
業務用機械器具製造業	126	268.9	167.3	5.8	57.4	24.6
その他の製造業	320	50.5	25.8	0.8	11.8	4.9
情報通信業	222	28.3	8.3	0.3	7.3	12.3
卸売・小売等	679	5.4	2.6	0.0	1.7	1.0
その他の非製造業	512	8.5	4.2	0.3	2.9	0.9
教育・TLO・公的研究機関・公務	405	45.7	22.7	2.5	15.2	5.0
個人・その他	473	5.1	3.5	0.0	1.1	0.5

(ア) 出願系費用

産業財産権の発掘から権利取得、権利の維持に要した費用（弁理士費用等の外注費を含む。他者からの譲受は除く。）

(イ) 補償費

企業等の定める補償制度（職務発明規程等）に基づいて発明者、創作等に支払った補償費

(ウ) 人件費

企業等で知的財産業務を担当する者の雇用に係る費用の直近の会計年度総額

(エ) その他費用

上記の3分類に含まれない費用（知的財産権に係る企画、調査、教育などのその他の経費、知的財産に関する業務遂行に必要な固定資産の減価償却費及びリース料）

(3) 我が国企業等における特許権の利用状況

2011年度から2012年度にかけて権利所有件数は約12万件増加した。2012年度の利用率（利用件数／所有件数）は51.6%であり、2006年度から5割程度で推移している。また、防衛目的件数の割合は32.2%と微増した。

特許権の利用率は業種によって異なっている。「業務用機械器具製造業」において利用割合が最も高く、「卸売・小売等」、「電気機械製造業」が続いた。

※全体推計値については、調査票の回答結果を基に我が国全体についての推計を行った数値であることに留意する必要がある。

図32：国内における特許権所有件数及びその利用率の推移（全体推計値）

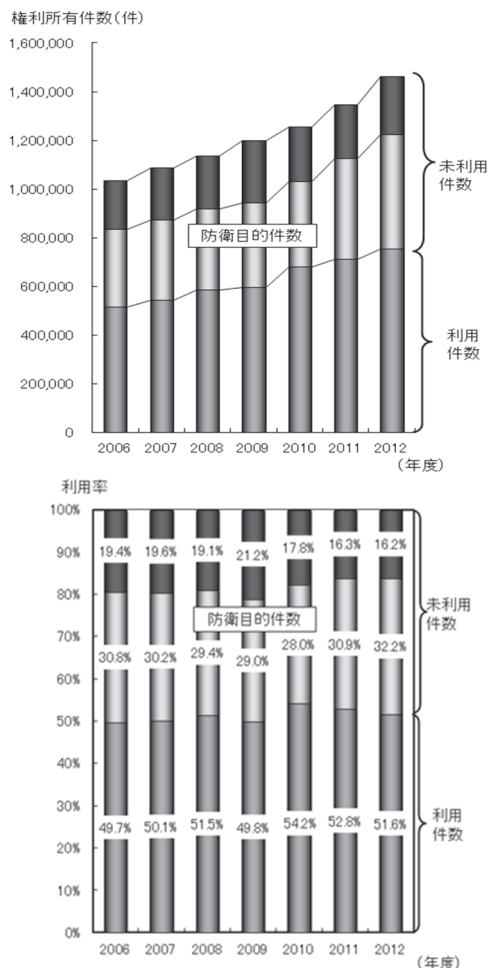
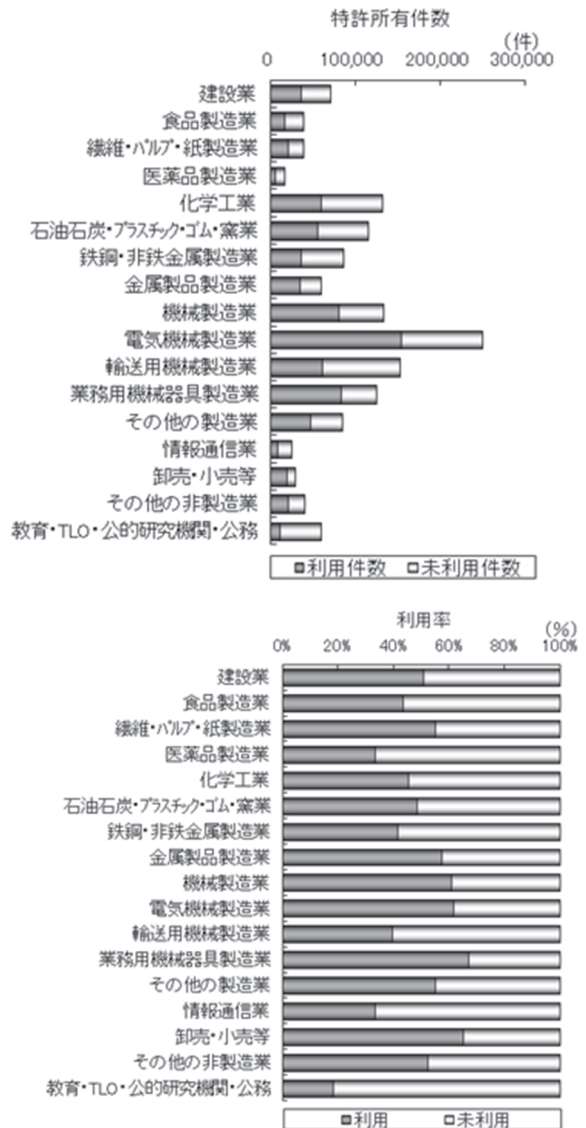


図33：国内における業種別の特許権の利用率（全体推計値）



業種	対象数	国内権利保有件数(件)			利用率
		うち利用件数	うち未利用件		
全体	55,402	1,464,176	755,209	708,967	51.6%
建設業	2,183	70,787	35,875	34,912	50.7%
食品製造業	2,674	38,004	16,480	21,524	43.4%
繊維・パルプ・紙製造業	1,435	37,977	20,918	17,059	55.1%
医薬品製造業	373	15,673	5,209	10,464	33.2%
化学工業	1,170	131,593	59,775	71,818	45.4%
石油石炭・プラスチック・ゴム・窯業	1,720	114,487	55,398	59,089	48.4%
鉄鋼・非鉄金属製造業	391	85,066	35,296	49,770	41.5%
金属製品製造業	1,436	58,701	33,732	24,969	57.5%
機械製造業	2,302	132,078	80,449	51,629	60.9%
電気機械製造業	2,025	248,215	152,779	95,436	61.6%
輸送用機械製造業	640	152,218	60,021	92,197	39.4%
業務用機械器具製造業	791	124,444	83,278	41,166	66.9%
その他の製造業	2,117	84,360	46,489	37,872	55.1%
情報通信業	2,500	24,159	8,055	16,104	33.3%
卸売・小売等	10,841	28,231	18,347	9,883	65.0%
その他の非製造業	6,388	39,997	20,850	19,147	52.1%
教育・TLO・公的研究機関・公務	750	59,080	10,642	48,438	18.0%

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
国内特許権所有件数(件)	1,036,868	1,086,802	1,136,566	1,199,184	1,255,489	1,346,804	1,464,176
うち、利用件数	515,560	544,785	584,994	597,519	681,059	711,773	755,209
うち、未利用件数	521,308	542,017	551,572	601,665	574,430	635,031	708,967
うち防衛目的件数	319,828	328,467	334,564	348,028	350,946	415,630	471,041

2. 4. 大学における知的財産活動

知的財産の創造において、我が国の研究資源の多くを有する大学の役割は大きい。このような認識の下、全国各地で大学知的財産本部や技術移転機関（TLO）が設置され、また、広域大学知的財産アドバイザーの派遣や特許料・審査請求料の減免措置などの施策も導入されてきた。

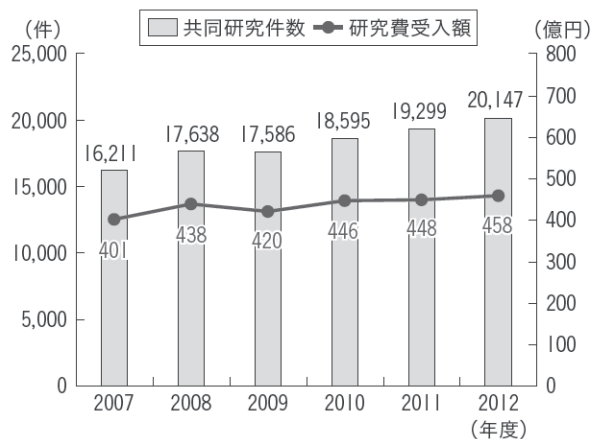
近年の産学連携の取組の推進とオープン・イノベーションの進展を背景に、大学等における共同研究及び受託研究の件数は増加傾向で推移している。2012年度の大学等における共同研究件数は、前年度より848件増加して20,147件（図34参照）、受託研究件数は前年度より287件増加して21,217件（図35参照）であった。

大学等からの特許出願件数を見ると、2002年には2,000件弱であったが、2005年には7,300件を超え、2004年の国立大学法人化を境に急激に増加した。しかしながら、その後2007年をピークに出願件数の増加は一段落し、漸減傾向にある（図36参照）。

大学等からの特許出願の審査状況を見ると、2013年に審査の結果が出たもののうち、特許査定されたものは全体の70%（特許査定率）である（図37参照）。

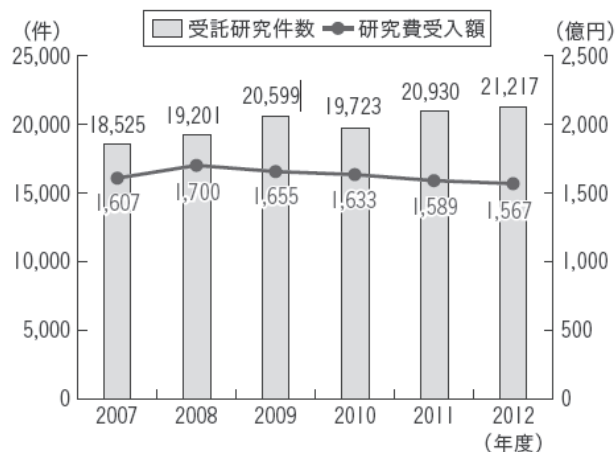
2013年の大学等によるPCT国際出願の公開件数を見ると、上位を米国の大学が占める一方で、日本、韓国、中国、シンガポールの大学が30位以内に14校ランクインするなど、アジア圏の大学も積極的に国際的な権利取得を行っている状況がうかがえる。我が国の大学は30位以内に5校含まれており、最高位は15位の東京大学である（図38参照）。

図34：大学等における共同研究実績の推移



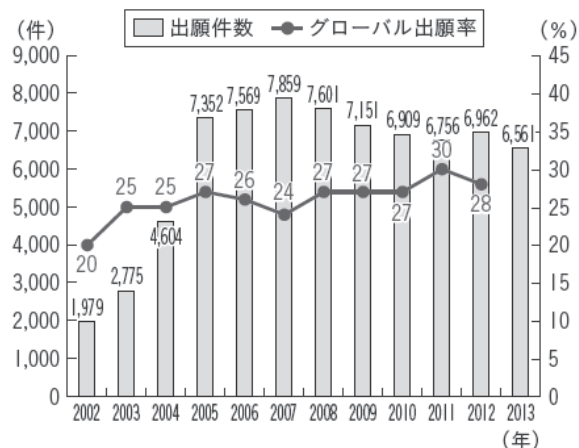
（資料）文部科学省 平成19～24年度「大学等における産学連携等実施状況について」を基に特許庁作成

図35：大学等における受託研究実績の推移



（資料）文部科学省 平成19～24年度「大学等における産学連携等実施状況について」を基に特許庁作成

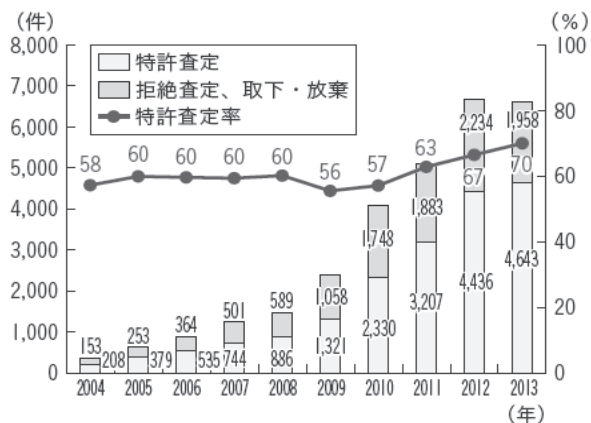
図36：我が国の大学等からの特許出願件数及びグローバル出願率の推移



（備考）我が国の大学等からの特許出願は、出願人が大学長又は大学を有する学校法人名の出願及び承認TLOの出願を検索・集計。企業等との共同出願も含む。

（資料）特許庁作成

図37：我が国の大学等からの特許出願の審査結果状況の推移



（備考）我が国の大学等からの特許出願は、出願人が大学長又は大学を有する学校法人名の出願及び承認TLOの出願を検索・集計。企業等との共同出願も含む。

図 38:PCT 国際出願の公開件数上位 30 位にランクインした国内外の大学 (2013 年)

順位	大学名	件数
1	カリフォルニア大学 (米国)	398
2	マサチューセッツ工科大学 (米国)	217
3	コロンビア大学 (米国)	133
4	テキサス大学 (米国)	119
4	ハーバード大学 (米国)	119
6	ジョンズ・ホプキンス大学 (米国)	116
7	KAIST(韓国)	105
8	スタンフォード大学 (米国)	98
9	コーネル大学 (米国)	94
10	カリフォルニア工科大学 (米国)	90
11	フロリダ大学 (米国)	89
12	浦項工科大学校 (韓国)	83
13	ソウル大学校 (韓国)	80
14	北京大学 (中国)	77
15	東京大学	76
15	南洋理工大学 (シンガポール)	76
17	アイシス・イノベーション社 (オックスフォード大学 TLO) (英国)	75
18	ペンシルベニア大学 (米国)	72
19	シンガポール国立大学 (シンガポール)	69
19	ミシガン大学 (米国)	69
21	精華大学 (中国)	62
22	東北大学	59
23	京都大学	58
23	延世大学 (韓国)	58
23	高麗大学校 (韓国)	58
26	ニューヨーク大学 (米国)	56
27	大阪大学	52
27	九州大学	52
29	アリゾナ州立大学 (米国)	50
29	ユタ大学 (米国)	50
29	ワシントン大学 (米国)	50

(備考)・最初に記載された出願人名を基に件数を数えている。

・出願件数は、2013 年に国際公開された出願の件数である。

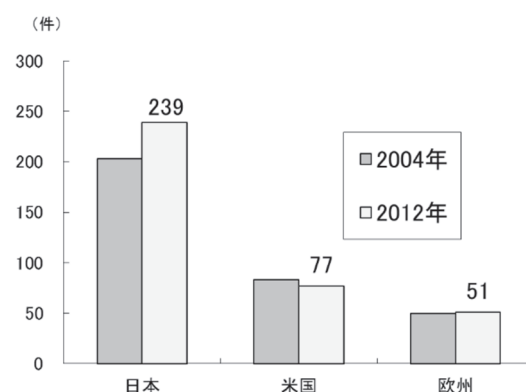
(資料)WIPO ウェブサイトの記事「US and China Drive International Patent Filing Growth in Record-Setting Year」(2014 年 3 月 15 日)の項目「Top PCT applicants」を基に特許庁作成

3. 知的財産活動に対する取組

3. 1. 特許審査に関する取組

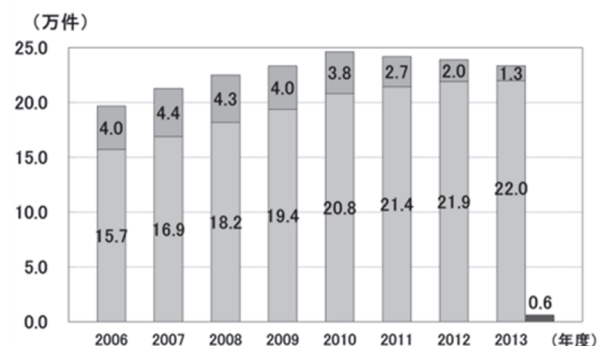
出願内容の高度化・複雑化、先行技術文献調査の対象となる蓄積文献数の増加、並びに条約により国際調査報告及び国際予備審査報告の作成期限が定められている PCT 国際出願件数の増加等、特許審査における審査処理の負担が年々増加している。こうした中、特許庁では、迅速かつ的確な審査を行うため、約 500 名の任期付審査官の採用や先行技術文献調査事業の拡充等の様々な取組を着実に実施することにより、審査体制の強化や審査の効率化を図ってきた。この結果、審査官 1 人当たりの審査処理件数で見ると、米国特許商標庁 (USPTO) と比較して 3.1 倍、欧州特許庁 (EPO) との比較では 4.7 倍の審査を行っており、既に相当程度の効率化が図られている。

図 39：一審査官当たりの審査処理件数



(資料) IP5 Statistics REP0rt 2012 を基に特許庁作成

図 40：登録調査機関への発注件数の推移

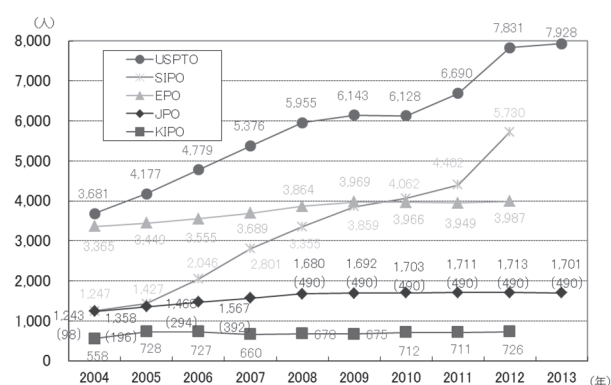


2013度の先行技術文献調査の下調べの登録調査機関への外注件数は23.3万件（前年度比2.3%減）であり、うち、審査効率が高い対話型外注*は22.0万件（発注件数の94%）である。近年、外国語特許文献の割合の増加やその重要性の高まりが指摘されており、こうした情勢に対応するため、2013年度に、発注案件の一部について調査範囲を日本語特許文献から外国語特許文献にまで拡張した外国特許文献検索事業の試行（0.6万件）を行った。

特許審査の質の維持・向上に対する社会的要望は非常に強く、特許庁では、世界最高品質の特許審査の実現を目指している。具体的には、2014年4月に「特許審査に関する品質ポリシー」を公表するとともに、このポリシーに沿った品質管理を継続的に実施している。

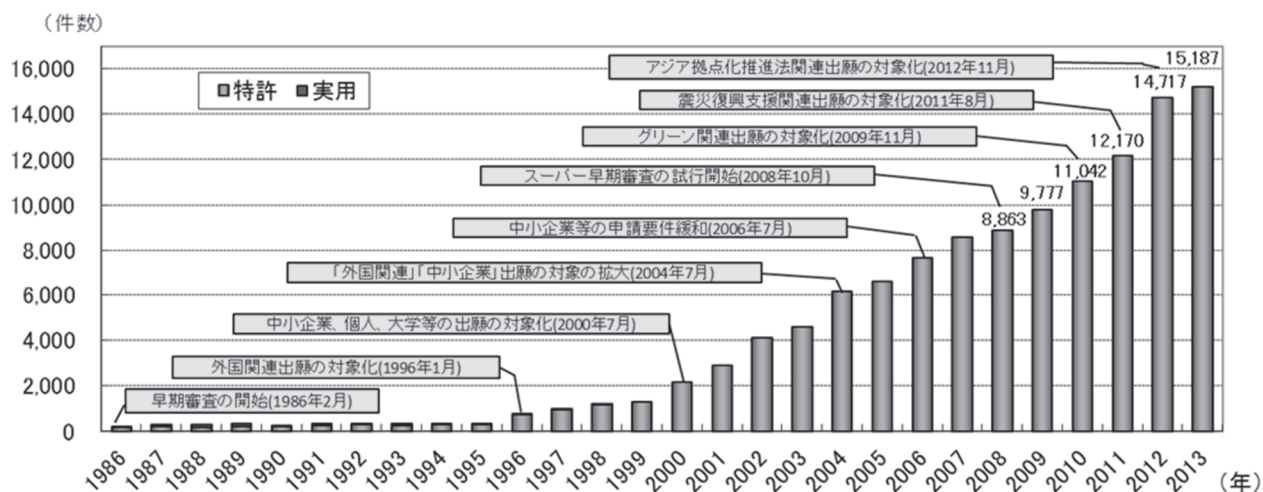
* 検索者が審査官と直接面談して、先行技術文献調査結果の報告を行うことにより、審査官による本願発明や先行技術文献の内容理解の効率化を図る外注方式。

図 41：審査官数の推移



（備考）JPO の 2004～2013 年の括弧内は任期付審査官数

図 42：早期審査申立件数の推移



3. 2. 出願人のニーズに応じた特許審査の実現に向けた取組

早期審査制度を利用した出願の一次審査通知までの期間の平均は、2013 年で早期審査の申請から約 2 か月となっており、制度を利用しない出願と比べ一次審査通知までの期間が大幅に短縮されている。

また、2009 年 10 月からは、通常の早期審査よりも更に早期に審査を行うスーパー早期審査制度の試行の対象を拡大し、国内移行した特許協力条約に基づく国際出願を加えた。スーパー早期審査制度を利用した出願の一次審査通知までの期間の平均は、2013 年で、スーパー早期審査の申出から約 0.8 月となっている。2009 年 11 月からは、環境技術に関連する研究開発の成果をいち早く保護し、更なる研究開発の促進を図るため、「グリーン関連出願」を早期審査の対象に加えた。

さらに、東日本大震災の被災地における復興の動きを知的財産の面から支援するために、震災による被害を受けた企業・個人等の特許出願について、簡便な手続で早期審査を受けられるようにする震災復興支援早期審査を 2011 年 8 月 1 日から開始した。

そして、2012 年 11 月 1 日から、グローバル企業の研究開発拠点等の我が国への呼び込みを推進すべく、「特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法」（アジア拠点化推進法）が施行され、当該法律に基づいて認定された研究開発事業の成果に係る特許出願（アジア拠点化推進法関連出願）をいち早く保護し、当該研究開発の一層の促進を図るため、アジア拠点化推進法関連出願についても試行的に早期審査の対象に加えた。

3. 3. 国際協力等に関する取組

(1) 特許に関する国際的動向と取組

市場のグローバル化に伴い、一つの発明について複数の国・地域に対して出願するというグローバルな出願活動が活発化している。企業がグローバルに事業展開を行うためには、自国外においても安定した知的財産の保護を受けられることが必要不可欠であり、また、円滑にかつ予見性が高く知的財産権を取得できることが望ましい。企業のグローバルな経済活動を支えるために、各国の知的財産制度の更なる調和や新興国等における知的財産のインフラ整備が強く求められている。我が国特許庁は、日米欧中韓の五大特許庁会合や日中韓特許庁会合等において、制度調和に関する議論をリードする一方、成長著しい ASEAN 各国とも連携強化を図るなど、グローバルな知的財産制度の構築を目指している。

このような中、世界の出願の約 8 割を占める日米欧中韓からなる五大特許庁（以下、「五庁」）会合において、2007 年以降、出願件数・ワークロードの増加に対応するため、審査結果の相互利用、手続の簡素化、審査の質の維持・向上等の課題について検討を行っている。2013 年 6 月に米国で開催された五庁長官会合では、五庁間で交換した特許公報データ等の利用範囲や条件を定めたポリシー、及び、五庁における特許審査ハイウェイ（PPH）の新たな取組（申請要件の統一、品質向上、期間管理）についての議論を開始することについて合意した。

また、2013 年 7 月には、五庁の審査結果をワンストップで取得するシステムが稼働した。さらに、2014 年 3 月末には、我が国特許庁が他の 4 庁に先駆けて世界知的所有権機関（WIPO）が持つシステムと連携し、五庁の枠組みを超えて世界中のより多くの国の特許情報にアクセス可能な環境が整備された。

(2) 特許審査に関する国際協力の推進

第一庁で特許可能と判断された出願について、出願人の申請により、第二庁において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする「特許審査ハイウェイ

（PPH）」を、2014 年 3 月末現在、我が国は 28 か国・地域（米国、韓国、英国、ドイツ、デンマーク、フィン

ランド、ロシア、オーストラリア、シンガポール、ハンガリー、カナダ、EP0、スペイン、スウェーデン、メキシコ、北欧、中国、ノルウェー、アイスランド、イスラエル、フィリピン、ポルトガル、台湾、ポーランド、ユーラシア、インドネシア、タイ及びオーストラリア）と、本格実施又は試行をしている。また、どの庁に先に特許出願をしたかにかかわらず、参加庁による特許可能との審査結果に基づいて特許審査ハイウェイ申請が可能な PPH MOTTAINAI プログラムを、2014 年 3 月末現在、我が国特許庁は、18 か国・地域（米国、英国、カナダ、フィンランド、ロシア、スペイン、EP0、ドイツ、ポルトガル、デンマーク、中国、韓国、ノルウェー、オーストラリア、スウェーデン、ハンガリー、イスラエル及びアイスランド）との間で実施している。

特許審査ハイウェイを更にユーザーが利用しやすいものとするため、2013 年 6 月に、東京において世界 24 の国・地域の特許庁・機関が参集し、第 6 回多国間特許審査ハイウェイ実務者会合が開催された。第 6 回実務者会合では、要件を統一した多国間 PPH の枠組みの構築に向けた議論の中で、我が国特許庁からの、「PPH 共通ガイドライン（共通の申請手続要件）」提案、及び、PPH に関する共通認識となる「PPH ポリシー」提案（第一庁の結果の最大限の利用、最終処分までの早期審査、PPH データの公開等）について、今後の多国間 PPH フレームワークの形成における基本的な要素として用いられるものであることが確認されるとともに、今後議論を継続することが合意された。これらの議論を踏まえ、その後、我が国特許庁は、16 か国・地域の知的財産庁との間において、「グローバル特許審査ハイウェイ」を 2014 年 1 月から開始することに合意した。

また、2013 年 9 月にスイス・ジュネーブにおいて、日米欧中韓の 5 か国・地域の特許庁による五大特許庁長官会合が開催され、PPH に関し、五大特許庁相互間での PPH を 2014 年 1 月から開始することに合意した。今後も、PPH 案件を通じた五大特許庁における一層の品質の向上や早期審査の管理体制について更に検討していく。

これらにより、通常型 PPH、PPH MOTTAINAI、PCT-PPH を含む全ての PPH の枠組みを各庁との間で相互

に利用可能としてユーザーにとっての戦略的権利取得のための選択肢を広げるとともに、分かりやすい手続とすることで、利便性を向上させ、PPH がより実効性のある取組となることが期待される。

日本国特許庁としては、今後更に PPH 対象国の拡大を図っていくとともに、ユーザーの利便性を向上していく予定である。

さらに、パリ優先権主張の基礎となる特許出願のうち、早期に審査請求されたものを優先して審査着手する「JP-FIRST」を、2008 年 4 月から実施している。

日本国特許庁の一次審査結果を早期発信し、外国特許庁におけるこれら結果の利用を促進させることで、外国における適切な権利取得の支援、各国特許庁の全体的な審査負担の軽減が期待される。

図 43：PPH 及び PCT-PPH の概要

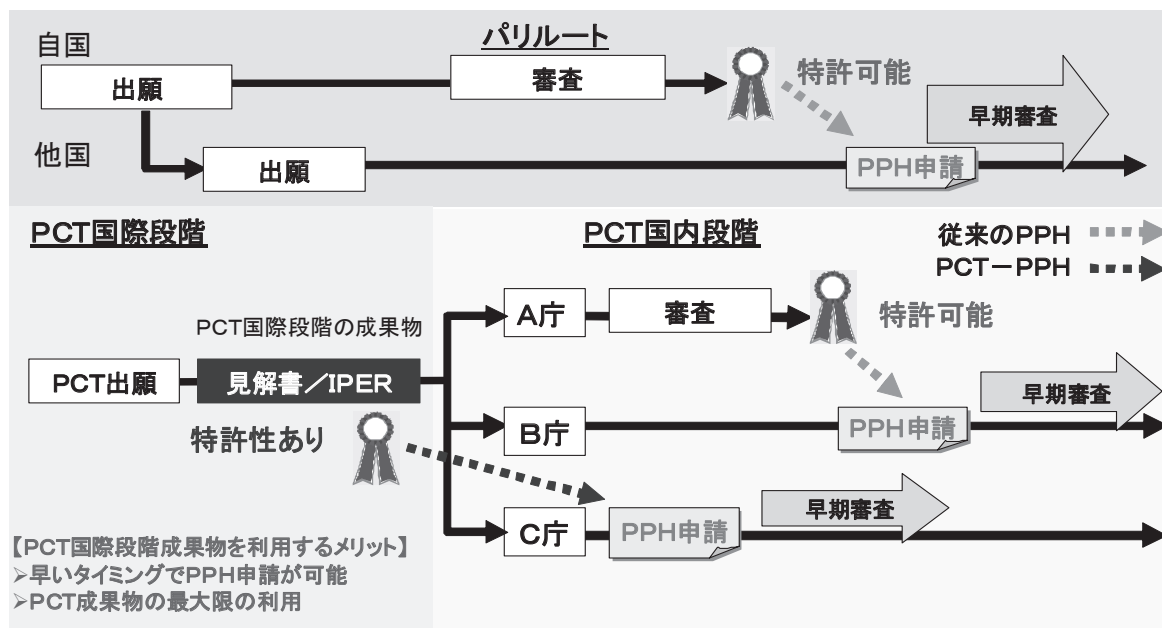


図 44：日本国特許庁への特許審査ハイウェイ申請累計件数

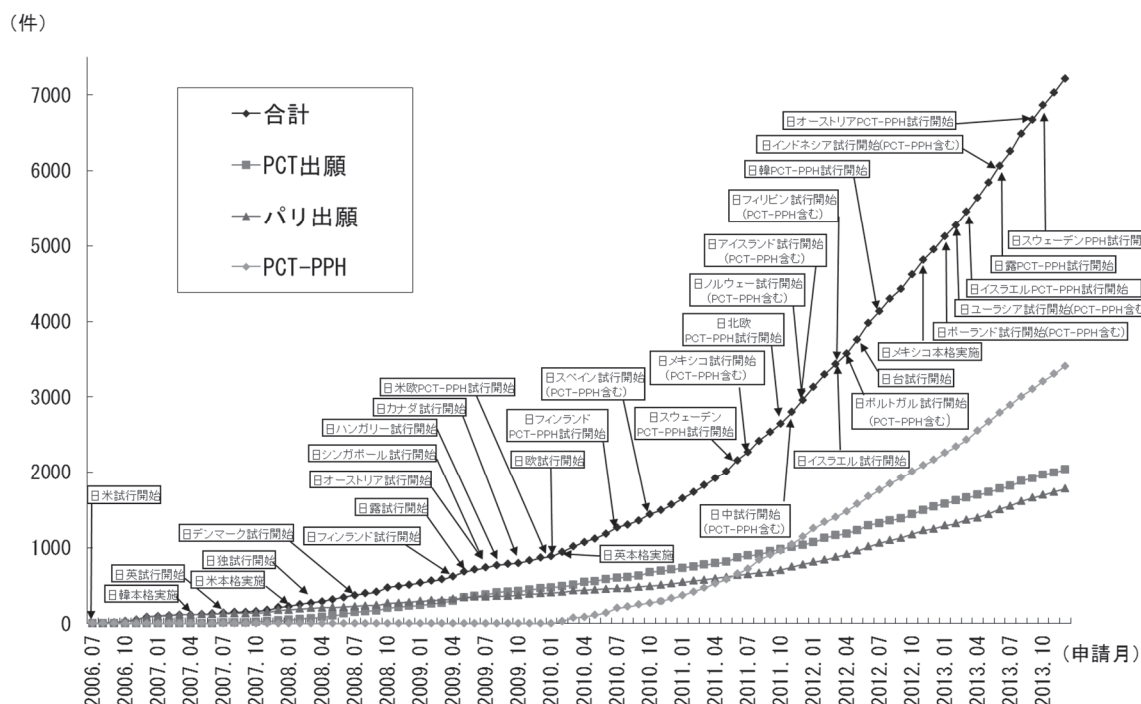
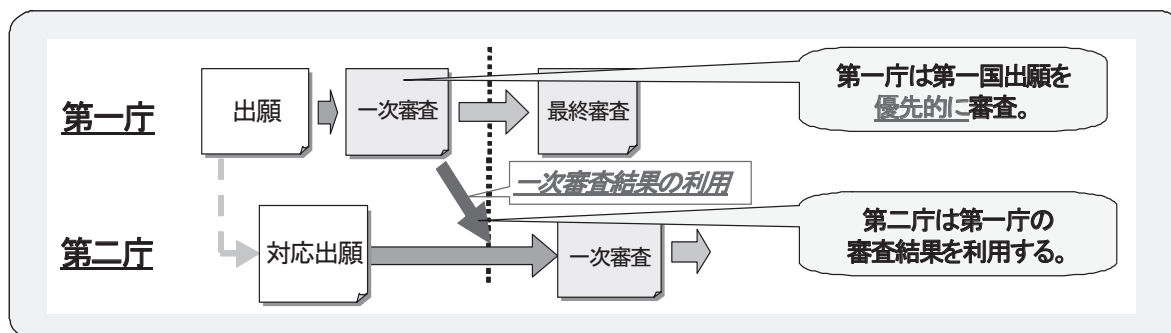


図 45：JP-FIRST の概要



3. 4. 知的財産保護のための国際的な取組

二国間、多国間等の様々な枠組みを効果的に活用し、アジア諸国を中心に知的財産権の保護水準の向上に向けた制度の導入や運用の強化を要請するとともに、その実現に必要な体制整備のため、人材育成や情報化に対する支援を行っている。

また、企業活動に悪影響をもたらす模倣品問題の対策は急務であり、官民合同ミッションの派遣や二国

間協議を通じた相手国政府への模倣品対策強化の要請と協力、「模倣被害調査報告書」の作成等の模倣品対策に必要な情報の収集・提供、取締機関との連携を実施している。一方、国内消費者向けに、知的財産権の重要性や模倣品の弊害を周知するため、「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」の実施による啓発活動等を行っている。

図 46：模倣品・海賊版撲滅キャンペーン



(1) 地域団体商標制度の導入

具体的には、地域名及び商品（役務）名のみからなる商標であっても、事業協同組合や農業協同組合等によって、商品の産地である等の地域との密接な関連性を有する商品等に使用されたことにより、その商標が

(2) 地域団体商標の出願・登録状況

(3) 地域団体商標制度の周知活動

地域団体商標制度の更なる普及を促すため、2013年9月末までに商標登録された551件の商品や役務（サービス）の内容について紹介した冊子「地域団体商標 2013」を2013年12月に作成した。

また、2008 年 10 月 1 日より初心者を対象とした商標制度及び地域団体商標制度周知用ビデオコンテンツをインターネット配信し、利用促進を図っている。



4. 2. 中小企業等に対する支援

特許庁では、我が国の産業基盤を支えるとともに、地域経済の担い手として大きな役割を果たす中小企業や、新規産業の創出が期待されるベンチャー企業等に対して「知財意識」から「海外展開」まで様々な施策を通じて総合的に支援している。

(1) 特許料・審査請求料の減免措置

特許庁は、特許法、産業技術力強化法及び中小ものづくり高度化法¹等に基づき、個人・法人及び研究開発型中小企業等を対象に、一定の要件を満たすことを条件として、特許料等の減免措置を講じている。また、中小ベンチャー企業、小規模企業等に対する軽減措置の拡充等を盛り込んだ²産業競争力強化法が2013年12月11日に公布され、当該規定は2014年4月1日から施行されることとなった。当該措置はこれまでと比較して、非課税法人に限らず広く小規模企業等に対象を拡大し、国内出願のみならず国際出願の料金も対象とし、料金を3分の1にまで軽減すべく軽減幅を深掘りすることとなっている。

(2) 知財総合支援窓口

中小企業等が企業経営の中でノウハウも含めた知的財産活動が円滑にできるよう、知的財産支援の拠点として、知財総合支援窓口を全国47都道府県に設置している。窓口では無料・秘密厳守で、知的財産に関する悩みや課題を一元的に受け付けるとともに、様々な専門家や支援機関等

と協働でワンストップの支援サービスを提供している。なお、2014年度からは、ワンストップサービスを充実すべく、知財専門家（弁理士及び弁護士）を窓口配置（弁理士週1回以上、弁護士月1回以上）予定である。

(3) 外国出願支援事業（補助金）

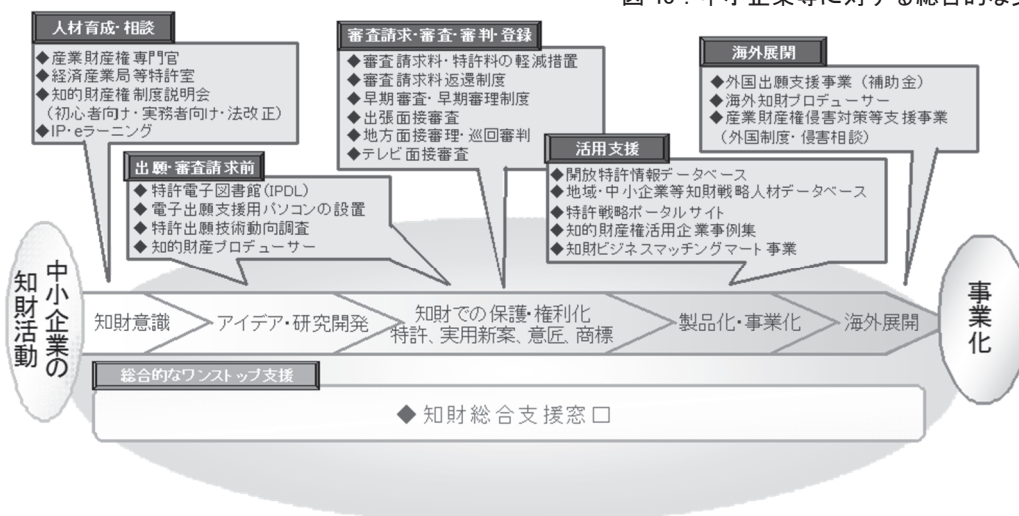
地域の中小企業における戦略的な外国出願を促進するため、都道府県等中小企業支援センターを通じて、外国への事業展開等を計画している中小企業の外国出願（特許、実用新案、意匠、商標）にかかる費用（外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費等）の一部を補助している。補助率は2分の1以内で、上限額は、特許150万円、実用新案・意匠・商標60万円、冒認対策商標（※）30万円。

※冒認対策商標：第三者による抜け駆け出願（冒認出願）の対策を目的とした商標出願。

(4) 産業財産権専門官

特許庁職員である産業財産権専門官が、全国の中小企業へ特許・商標等に関する制度や支援策等を効果的に活用できるように個別訪問して、直接説明している。また、中小企業経営者の集まりや自治体、金融機関をはじめとする中小企業の支援機関等を対象としたセミナーへの講師派遣を通じて、知的財産権制度及び各種支援策に関する普及・啓発を行っている。

図48：中小企業等に対する総合的な支援の概要



¹ 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律。

² 2014年4月から2018年3月までに特許の審査請求又は国際出願を行う場合が対象。

4. 3. 大学等に対する支援

(1) 広域大学知的財産アドバイザー事業

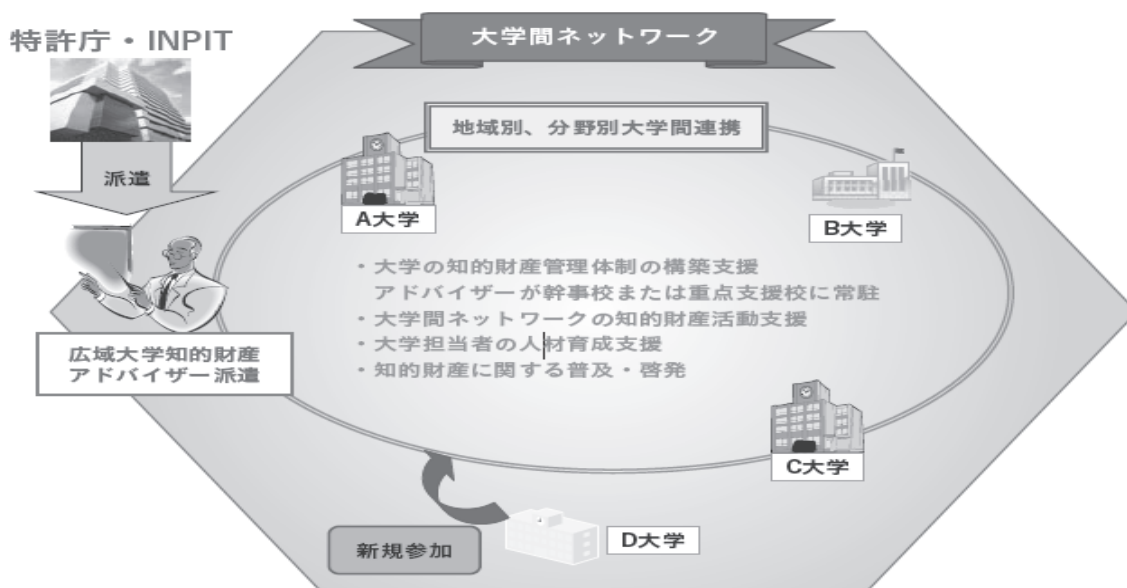
大学が知的財産活動を行うに当たり、まずは、大学組織内に知的財産管理体制を構築することが必要である。特許庁、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）では、大学における知的財産管理体制の構築を支援するため、個別の大学にアドバイザーを派遣する事業を 2002 年度から実施しており、2011 年 3 月までの派遣実績は、延べ 60 大学に上る。

2011 年 4 月からは支援の仕組みを変え、地域や技術分

野ごとに形成された複数の大学からなるネットワークに広域大学知的財産アドバイザーを派遣している。知的財産管理体制の構築・強化等への支援を通じ、ネットワーク内の大学全体における知的財産活動の底上げと、産学連携の裾野の拡大を図っている。

2013 年度は 8 ネットワーク（延べ 69 大学）に広域大学知的財産アドバイザーを派遣した。2014 年度からは、デザイン・看護・医系の大学間ネットワークへの支援を拡充し、13 ネットワークにアドバイザーを派遣する。

図 49：広域大学知的財産アドバイザー事業の概要

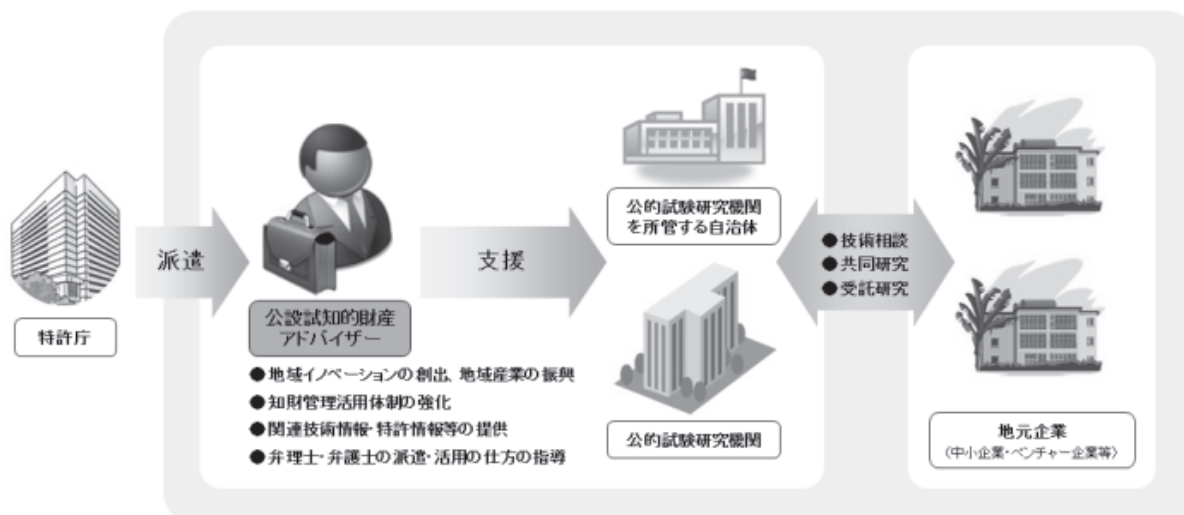


(2) 公設試知的財産アドバイザー事業

特許庁では、知的財産に関する専門人材である公設試知的財産アドバイザーを 2013 年度から公的試験研究機関に派遣しており、知的財産管理活用体制の整備を支援するこ

とにより、公的試験研究機関が保有する技術等の地元企業への円滑な移転を促進し、地域における新たな事業分野の開拓及び産業技術の向上等を図っている。

図 50：公設試知的財産アドバイザー事業の概要



4. 4. 知的財産活用に関する支援

(1) 知的財産プロデューサー事業

我が国産業の持続的な発展を実現していく上では、イノベーションの創出を効率的に進める必要があり、研究開発機関等から創出される革新的な成果を知的財産として戦略的に保護・活用する知的財産戦略が極めて重要である。

このため、特許庁、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）では、新たなイノベーションを創出する革新的な成果が期待される研究開発機関等を対象として、知的財産マネジメントに関する専門人材を派遣している。これにより、国内外の知的財産情報の収集・分析や高度な活用を通じて、研究の初期段階より研究成果の活用を見据えた戦略の策定を知的財産の視点から支援している。

具体的には、公的資金が投入された、研究開発コンソーシアム等におけるプロジェクトを対象に、研究の初期段階より研究成果の活用を見据えた戦略の策定を知的財産の視点から支援するため、2008 年度から知的財産プロデューサーの派遣を試行的に行ってきた。2011 年度から派遣を本格的に実施しており、対象を公的資金（競争的な資金）が投入された大学の研究開発プロジェクトにも拡大した。

◇2013 年度実績 延べ 29 プロジェクトに派遣

(2) 海外知的財産プロデューサー事業

海外展開において刻々変化するビジネスのステージに応じ、知的財産リスクへの対応やライセンスといった知的財産の活用等の知的財産全般のマネジメントが必要になる。このような海外進出先の情勢や制度、事業目的・内容に応じた、知的財産権の取得・管理・活用、知的財産戦略の策定等、知的財産全般の多様なマネジメント支援のため、2011 年度から 6 人の海外知的財産プロデューサーを INPIT に配置し、関係機関と連携しながら中堅・中小企業等に対する支援を行っている¹。

具体的には、海外知的財産プロデューサーは、海外での事業展開を考えている企業等に対して、ビジネスの形に応じた様々な知的財産リスクについてのアドバイスを行い、ビジネス展開に応じた知的財産の権利化（例えば、どのような権利をどの地域で取得するべきか）や、取得した権利を利益に結びつけるための活用（例えば、注意すべき契約書の条項を確認できるように説明）を支援している。

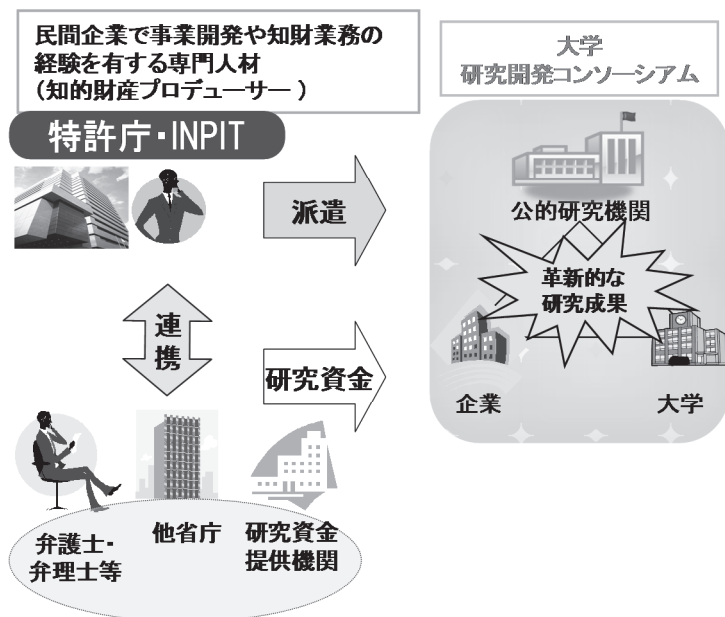
また、海外知的財産プロデューサーは、事業のスタート時点から継続的に支援を行うことができ、海外ビジネス上の様々な知的財産リスクやビジネスと知的財産の関係についても広く知っていただくための講演も行っている。

◇2013 年度実績

支援企業等 233 者 講演回数 84 回

図 51：知的財産プロデューサー事業の概要

<知的財産プロデューサー事業の概要>

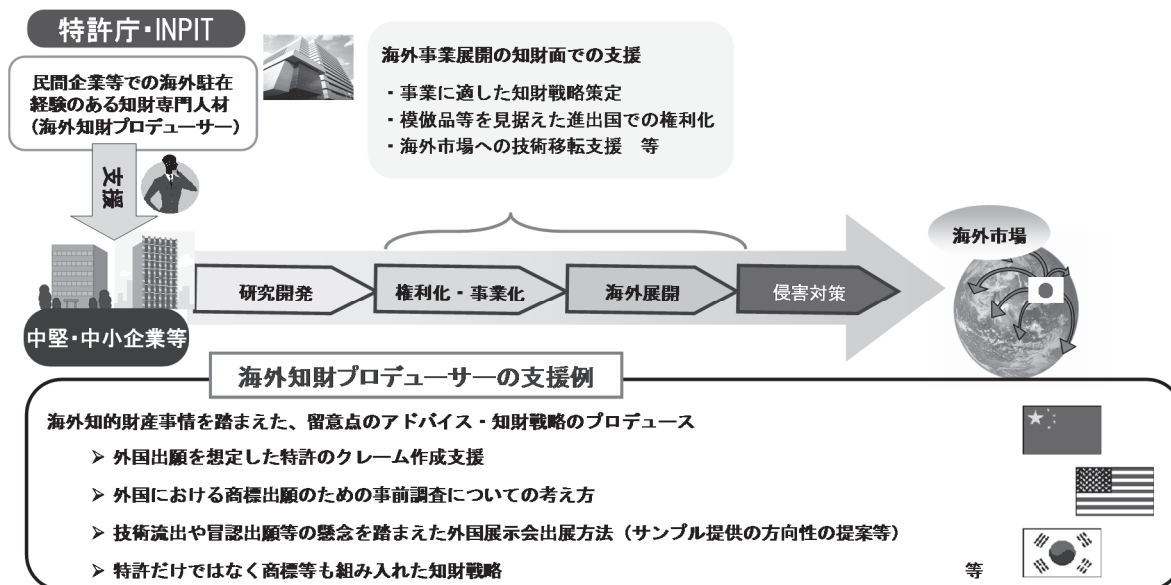


<知的財産プロデューサーの業務の例>



1 <http://www.inpit.go.jp/katsuyo/gipppd/gipppd00001.html>

図 52：海外知的財産プロデューサー事業の概要



（3）国際知的財産活用フォーラム

経済のグローバル化の進展に伴い、企業の海外へのビジネス展開が活発化している。こうした状況において、特に、ビジネスの展開先として注目を集めているアジアを中心とした新興国の知的財産活用に関する情報の重要度が増すとともに、海外の文化、顧客ニーズの多様性を認識した新しいビジネスモデルやそれを踏まえたイノベーションモデル、グローバルな知的財産戦略の必要性も高まっている。INPIT では、こうした海外の情報を提供するとともに、知的財産の活用に関わるユーザーの人的ネットワーク形成の場として、国際知的財産活用フォーラムを 2011 年度より開催している。2013 年度は、東京においてフォーラムを開催し、グローバル展開における企業戦略に関するパネルディスカッション等が行われ、企業や大学・教育機関をはじめとする幅広い層の参加者を得た。

5. 新たな産業財産権制度の検討

5. 1. 特許法の改正に向けた検討

産業構造審議会特許制度小委員会において 2012 年 8 月から、時代に即した特許制度の整備を図るべく、強く安定した権利を早期に確保することを実現する新たな制度の在り方について、また、ユーザーの利便性の向上に資する手続の適正化・簡素化を進める措置等について検討を行った。検討の結果は、「強く安定した権利の早期設定及びユーザーの利便性向上に向けて」（報告書）として 2013 年

2 月に取りまとめられ、同年 9 月の産業構造審議会知的財産分科会において了承された。

具体的には、特許権の早期安定化を可能とする「特許異議の申立て制度」を創設すること、PLT 第 12 条における救済手続の一つである特許出願審査請求期間を徒過した場合の権利の回復や PLT 第 13 条に規定する優先権に係る手続の救済措置等を行うこと、及び日本国内外で発生した大規模災害等の被災者が行う特許等関連手続を適時に救済する規定を整備することが適切であるとされた。

そして、これら内容を含む関連法改正案を 2014 年 3 月 11 日に閣議決定し、第 186 回通常国会に提出した。

5. 2. 商標法の改正に向けた検討

産業構造審議会商標制度小委員会において、商標制度に関する法制的な課題について検討を行い、「新しいタイプの商標の保護等のための商標制度の在り方について」（報告書）が 2013 年 2 月に取りまとめられた。同報告書は、同年 9 月の産業構造審議会知的財産分科会において了承され、その内容は 2014 年 2 月の同分科会のとりまとめにも位置付けられた。

具体的には、「色彩」や「音」等の新しい商標の保護の導入や地域団体商標の登録主体の拡充を図ることが適切とされた。

そして、これら内容を含む関連法改正案を 2014 年 3 月 11 日に閣議決定し、第 186 回通常国会に提出した。

5. 3. 意匠法の改正に向けた検討

産業構造審議会意匠制度小委員会において、2011年12月から、企業のグローバル展開に資する意匠制度の整備を図るべく、意匠制度に関する検討を行い、「創造的なデザインの権利保護による我が国企業の国際展開支援について」（報告書）が2014年1月に取りまとめられた。同報告書は、2014年2月の産業構造審議会知的財産分科会において了承され、その内容は同分科会のとりまとめにも位置づけられた。

具体的には、複数国への意匠の一括出願を可能とする「意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定」への加入及び意匠法を始めとする関係法令の整備を行うことが適切とされた。

そして、これら内容を含む関連法改正案を2014年3月11日に閣議決定し、第186回通常国会に提出した。

5. 4. 弁理士法の改正に向けた検討

産業構造審議会弁理士制度小委員会において、弁理士制度に関する課題について検討を行い、「弁理士制度の見直しの方向性について」（報告書）が2014年2月に取りまとめられた。同報告書は、2014年2月に産業構造審議会知的財産分科会において了承され、その内容は同分科会の取りまとめにも位置付けられた。

具体的には、「知的財産に関する専門家」としての弁理士の使命の明確化やアイデア段階での相談業務ができる旨の明確化を始めとする弁理士の業務の拡充等を行うことが適切とされた。

そして、これら内容を含む関連法改正案を2014年3月11日に閣議決定し、第186回通常国会に提出した。